

イラク 2014 年 人権報告

要旨

イラクは議会制立憲共和国である。2014 年 4 月 30 日のイラク国民議会選挙の結果は、自由且つ公正な選挙の国際基準を概ね満たし、ヌーリー・アル=マリキ(Nouri al-Maliki)元首相からハイダル・アル=アバーディ(Haider al-Abadi)への平和的な政権交代を実現した。議会は 2014 年 10 月 18 日に、新任首相の最終的な閣僚指名名簿を承認し、新政府結成プロセスを無事に完了した。イラクとレバントのイスラム国(Islamic State of Iraq and the Levant) (ISIL)による攻撃及び侵攻作戦により、2014 年を通じて、政府は国内ほぼ全域、特に、アラブ人スンニ派地域及びスンニ派・シーア派混合地域の実効支配権を失った。治安部隊に対する統制は定まらず、治安の悪化によりシーア派過激派が息を吹き返し、その活動にはほとんど政府の権限が及ばなかった。

ISIL が犯した重大な人権侵害の数は計り知れない。ISIL は組織的且つ広範囲に、政府当局者や治安部隊員はもとより、民間人、特にシーア派、少数宗派及び少数民族も標的にした。イラク治安部隊(Iraqi security forces) (ISF)及びシーア派過激派もこれ程度ではないが、治安環境の混乱に乗じて人権侵害を行ったということである。

政府軍と ISIL 間の武力抗争及び戦闘は、2013 年末にアンバール県(Anbar Province)で激化し、2014 年を通じて他の複数県にも拡大した。ISIL は 2014 年 6 月 9 日に、第 2 の都市モースル市(Mosul)に攻撃を仕掛け、短期間で掌握した。ISIL 軍はその後アンバール県、ニーナワー県(Ninewa)、サラーフッディーン県(Salah ad Din)及びディヤーラー県(Diyala)の広い地域をその勢力下に置いた。ISIL と陸空海三軍(Peshmerga)---イラク領クルディスタン地域の軍事組織---等の ISF 間の武力衝突は、大規模な国内強制避難を引き起こした。国連の推計では、故郷からの脱出を余儀なくされた国民は、国内全域で 200 万人を超える。ISIL が少数民族及び少数宗派を標的にするようになり、ジェンダー暴力を犯し、女性や子供を奴隷として売買し、児童兵を徴用し、民間インフラを破壊したことで、2014 年 7 月から 8 月にかけて、人道的危機は悪化した。

深刻な人権問題が絶えず発生した。大規模且つ頻発する殺人によって国内は不安定になった。大半は ISIL が実行したものである。この中には、600 人を超える受刑囚が死亡したモースル市近隣のバドゥーシュ(Badoush)刑務所における 2014 年 6 月 10 日の大量殺人も含まれる。被害者の大半はシーア派教

徒であった。ISIL は、キリスト教徒、シーア派シャバク人(Shabak)、シーア派トルクメン人及びヤジューディー教徒等の少数宗派及び少数民族の殺害、拉致及び居住地からの強制追放を行った。規模ははるかに小さいが、これと並行して、政府関係者及びシーア派過激集団がスンニ派収監者を殺害したという未確認報告もあった。あらゆる政府及び社会レベルで汚職が蔓延したことにより、人権擁護の効果は次第に薄れていった。

シーア派過激集団及び、政府が ISIL の進攻に対応して設立した人員動員委員会(Popular Mobilization Committee)の志願兵が実行した暴力行為及び犯罪の報告が増え続けた。伝えられるところによれば、人権侵害には、誘拐、恐喝及び殺人などがあった。アル=アバーディ首相は、上記の集団に ISF の指揮統制下に入るよう要請した。

他の重大な人権侵害問題も報告された。これには、失踪、苛酷且つ生命を脅かす収容施設及び刑務所施設の状況、恣意的な逮捕と場合によっては隔離拘禁による長期間の未決勾留、公正な公判の否定、司法機関の人員不足、民事訴訟手続き及び救済の事実上の不履行、財産返還請求の解決の遅れ、私生活及び家庭生活に対する恣意的な干渉、言論、報道及び集会の自由の制限、ジャーナリストに対する暴力及び嫌がらせ、過激派集団の暴力による信教の自由の制限、移動の自由に対する制限、大量の国内避難民(IDP)と難民、女性、少数民族、少数宗派及び少数人種に対する差別及び社会的虐待、人身売買、性的指向及び性同一性の認知に基づく個人に対する社会差別及び暴力及び、労働者の権利の制限などが挙げられる。

大規模なテロリスト集団、特に ISIL は、自爆テロ、簡易爆発物、処刑式銃撃及び断頭による殺人等の暴力行為を行った。この集団は、誘拐、強姦及び他の形態の暴力も行った。テロリストは、治安部隊、礼拝所、巡礼者、学校、公共施設、経済インフラ及び政府当局者はもとより、シーア派、スンニ派及び他の宗教又は民族集団の構成員等の民間人も標的にした。政府は、キャンプ・スペイサー(Camp Speicher)における空軍新兵の大量殺戮やシンジャル(Sinjar)におけるヤジューディー教徒の標的殺人等の ISIL による人権侵害を調査するようになったが、進展は遅く、正式な訴追状況は不明であった。政府当局者及び治安部隊員による人権侵害の調査又は訴追に関する情報は、公表されなかった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など:

a. 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

ISF と ISIL 間の戦闘の拡大により 2014 年を通じて、治安状況は急激に悪化した(第 1 節 g を参照)。複数の報告によれば、政府、過激派集団及びテロリスト集団は恣意的又は違法な処刑を行った。

2014 年前半を通じて、民間警察官を含む民間人の死者は、2013 年の民間人死亡者を上回った。これは、テロリスト集団が警察及び治安部隊を標的にする頻度が増えたためである。非公式情報筋を含む国連イラク支援団(UN Assistance Mission for Iraq) (UNAMI)によるモニタリング調査では、民間人死亡者の大幅な—2013 年の 7,818 人から少なくとも 12,282 人の増加が伝えられた。2008 年からこれまでに最も悲惨だったのは 2014 年 6 月で、UNAMI によれば、ISF と ISIL 部隊間の武力衝突の激化により 1,531 人が死亡した。UNAMI の推計によれば、激しい紛争が続くアンバール県では、2014 年 1 月 1 日から 10 月 30 日までに 2,095 人が死亡した。

フランス通信(Agence France-Presse) (AFP)が政府から入手したデータによれば、2014 年 1 月から 9 月までに確認された死者数は、警察官 615 人、兵士 581 人、クルディスタン地域の陸空海三軍 178 人、サーワ(Sahwa) (覚醒)運動の戦闘員 81 人及び過激派 1,794 人を含む 7,137 人であった。アンバール県のほぼ全域を含め、ISIL 支配地域で相次ぐ武力衝突で、死者数の推計値の正確な収集は困難であり、AFP は実際の数はこれよりずっと多い可能性が高いと報告した。人数の検証が不可能であるという理由で、AFP の推計には 6 月の過激派組織の死亡者数も含まれていない。

治安部隊は超法規的処刑を行ったと伝えられるが、加害者が具体的に特定されることは稀であった。人権擁護団体の説明によれば、内務省関係者は被拘禁者を拷問死させたということだが、確証はなかった(第 1 節 c を参照)。公式調査の結果はたいてい公表されないか、不明瞭又は不完全であった。

非政府組織(NGO)のアムネスティ・インターナショナル(Amnesty International) 及びヒューマンライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW)によれば、2014 年 6 月 9 日から 6 月 21 日にかけて、シーア派過激派集団と治安部隊は、およそ 255 人のスンニ派受刑囚に超法規的処刑を執行したということである。この中には、18 歳未満の少年 8 人が含まれた。伝えられるところによれば、被害者は、シーア派の看守又は ISIL の進攻から逃れた過激派組織による発砲、焼身又はそれが監房に一度だけ投げ入れた手榴弾により死亡した。伝えられるところによれば、被害者の大多数は、反テロリズム法に基づく告訴を控えて未決勾留中であった。内務省は 2014 年 7 月 13 日に、治安部隊又は警察が関与したとする主張に反論し、テロリスト集団に責任を帰属させる声明を発表した。人権省は、この殺人の調査を開始したが、年末時点で、最新情報は公表されなかった。

国内全域におけるテロリストの活動、特に、ISIL による西部及び北部一帯の都市襲撃は 2014 年を通じて、著しく増加した。ISIL は、自爆攻撃及び車載簡易爆発物 (VBIED) を頻繁に利用した。諸官庁又は治安部隊員が常駐する検問所が攻撃の標的になることもあれば、民間人が標的になることもあった。例えば、2014 年 3 月 4 日には、迫撃砲砲火に続いて爆弾ベストを着た集団による自爆攻撃が発生するという多重攻撃で、サマラー (Samarra) 市にある市議会の建物が被害を受け、民間人少なくとも 5 人が死亡した他、40 人以上が負傷した。競技グラウンド、モスク、諸官庁、民家及び市場を狙った攻撃の他、治安部隊、政府関係者、ジャーナリスト、民族及び宗教少数派の構成員並びに ISIL と敵対する地元幹部を狙った攻撃も頻繁に発生した。ISIL は攻撃の多くに対し、ソーシャルメディアプラットフォームを介して犯行声明を出した。

ISIL 軍はスンニ派部族の幹部、サーワ運動等の政府と協力関係にあるスンニ派及び ISIL の存在とその支配権を認めないスンニ派聖職者を標的にした。例えば、人権省及び UNAMI の 2014 年 6 月 14 日の報告によれば、ISIL は、ISIL に対する忠誠の誓いを拒否したとして、モースル市のアル・イスラ (al-Isra) モスクから出て来たスンニ派聖職者 12 人を処刑した。UN の報告によれば、ISIL は 8 月 25 日にハウィジャ (Hawija) で、ISIL に忠誠を誓わなかったとして、ISF 及びサーワの構成員合わせて 12 人を処刑し、その 6 日後に、ディヤーラー県でも ISIL に忠誠を誓わなかったとして、スンニ派信徒 19 人を処刑した。国連によれば、ISIL 軍は、ISIL への加入を拒否したスンニ派部族の構成員を相次いで標的にし、殺害したということである。2014 年 10 月後半の報道によれば、ISIL 軍は アンバール県ラマディー (Ramadi) 市で、アルブ・ニムル (Albu Nimr) 部族の住民数百人―子ども及び高齢者男性を含む―を殺害した。

ISIL はバグダッドのシーア派近隣住民を標的にする攻撃を多数行った。UNAMI の推計によれば、2014 年前半を通じて、バグダッドでは一日平均 1.66 件の VBIED 攻撃を記録した。例えば、6 月 19 日には、バグダッドで 4 件の連続爆発事件がほぼ同時に発生し、少なくとも 27 人が死亡した他、多数が負傷した。最初の自爆テロは、兵士、警官及びシーア派志願兵が集結していたバグダッド南部の検問所で起こった。2 度目の爆発はカーディミヤ (Khadimiya) 付近のシーア派居住区を中心に発生した。これと同時に、バグダッド西部のサイディヤ (Saydiya) 及びバヤー (Bayaa) で車 2 台が爆発した。2014 年 7 月 22 日にも、カーディミヤの検問所を狙った車載自爆テロが発生し、警官 7 人を含む 21 人が死亡した他、43 人が負傷した。

シリアの内戦地帯から警備の緩いイラク国境を越えて外国人が流入したことで、国内の治安状況は不安定さを増した。2014 年 6 月末までに、ISIL 軍はシリア国境の支配権を掌握し、政府の国境検問所

をほぼ全て確保し、外国人戦闘員の移動及び物資の国境通過を実現した。確かな報道によると、バグダッドでは、オーストラリア、ドイツ及びシリアからの外国人 ISIL 戦闘員による自爆攻撃が複数件発生した。例えば、7 月 17 日に、ISIL はソーシャルメディア上で、テロリストネットワークのオーストラリア人構成員が、バグダッド中心部の市場にあるシーア派モスク付近で自爆テロを執行したと発表した。この事件で 3 人が死亡し、90 人以上が負傷した。

国際人権擁護組織は、過激派組織の活動に見られる宗派色の強まりと政府の不十分な監視を批判した。伝えられるところによれば、アル=アバーディ首相は、独立した過激派集団の排除を要求し、全ての過激派組織を ISF の権限下に置くよう命令した。シーア派宗教指導者もシーア派志願兵に治安部隊の指揮下で戦うよう要求し、個人資産の破壊を含む民間人の攻撃を激しく非難した。これにもかかわらず、シーア派過激派組織はたいてい、独立して且つ政府の監視又は指示を受けずに活動した。国際 NGO、スンニ派幹部及び地元メディアは、シーア派過激派組織がスンニ派コミュニティを標的にしたことを非難した。2014 年 10 月 24 日の HRW の報告によれば、シーア派過激派組織は、ISIL の進攻から逃げられなかったスンニ派を攻撃し、残された家族を「協力者」とみなして一部のスンニ派の村落を荒らし回り、放火し、場合によっては破壊した。国内報道機関の 11 月の報道によれば、シーア派過激派組織は、ディヤーラー県バアクーバ市(Baquba)北東部のサアディヤ(Saadia)及びジャラウラ(Jalawla)の複数地域で、民家、農地及び果樹園を破壊した。この報告の主張によれば、過激派組織は、ISIL からこの地域を解放した後、スンニ派住民を強制退去させて、この地域の人口構成を変えてしまったということである。伝えられるところによれば、クルディスタン地域の軍事組織、陸空海三軍も、複数の県で、民家の破壊、村の焼き討ち等の法に触れる行為を働いた他、ISIL 掃討後作戦で、複数民族が入り混じる内紛の絶えない複数の境界県で、スンニ派アラブ人の一斉逮捕に参加した。

2014 年 10 月の HRW の報告によれば、シーア派過激派組織は、バグダッド、ディヤーラー県及びバービル県(Babil)で複数のスンニ派民間人を誘拐及び殺害した。8 月 22 日にディヤーラー県で発生したスンニ派のムサブ・ビン・オマル(Sunni Musab bin Omar)モスクの攻撃では、70 人を超える信徒が死亡した。この攻撃は主に、ISIL によるシーア派教徒の攻撃への報復とみなされた。この攻撃を受けて、内務省は、シーア派過激派組織と共謀した疑いで、ディヤーラー県警察の警官 1 人を拘禁し、議会は調査を開始した。年末の時点で、調査は継続中であつた。

イラク領クルディスタン地域(Iraqi Kurdistan Region) (IKR)で発生した殺人又は宗派間武力抗争の報告は、国内の他の地域に比べて著しく少なかったが、少数派集団によれば、クルディスタン地域が実効支配する地域では所属コミュニティを標的にする脅迫及び攻撃が複数発生した。2014 年 4 月 23 日

には、ニーナワー県(Ninewa Province)ハムダニヤ(Hamdaniya)地区のシャバク人が多数派を占める町で、VBIED が爆発し、16 人が死亡、子どもを含む 35 人が負傷した。6 月 6 日にもモースル市東部のバラタラ(Bartalla)にある少数派シャバク人コミュニティで自爆テロが 2 件発生し、46 人の死傷者が出た。爆破犯人は特定されなかった。

ISIL 軍は 2014 年 7 月から 8 月にかけて IKR 及び近隣県に進軍し、シャバク人、トルクメン人、ヤジーディー教徒及びキリスト教徒等の少数民族及び少数宗派の大規模な強制避難を実行した。信頼できる複数の報告によれば、ISIL 戦闘員は少数民族及び少数宗派を処刑及び拉致した(第 1 節 g を参照)。

当局は、イラク軍及び特殊兵器戦術部隊(Special Weapons and Tactics) (SWAT) 軍による 2013 年 12 月の強制捜査で、スンニ派議員アフメド・アル・アルワニ(Ahmed al-Alwani)の兄弟、アリ・アル・アルワニ(Ali al-Alwani)及び警備員 5 人が殺された事件の捜査結果を公表しなかった。この強制捜査で、当局はアフメド・アル・アルワニをテロ行為罪で逮捕した。2014 年 11 月 23 日に、中央刑事裁判所は、兵士 2 人の殺害で同氏に死刑を宣告した。治安部隊はこの強制捜査で、ラマディー市で行われたスンニ派の抗議デモとも衝突し、長年政府に抵抗してきた抗議キャンプを破壊した。HRW によれば、治安部隊はこの攻撃で 17 人の命を奪った。警察は、身元不詳の銃撃集団が警察官に発砲し、3 人が死亡した他、複数の負傷者が出たと主張した。HRW によれば、議会は調査委員会を派遣したが、バグダッド作戦司令部(Baghdad Operations Command)軍は委員会のアンバール県立入りを妨害した。政府は、ハウィジャ及びファルージャ(Fallujah)及びモースルで行われた関連する抗議デモからスンニ派抗議者を追放する作戦での SWAT チーム、政府軍の第 12 師団兵及び連邦警察官の過度の武力行使を調査したが、これも訴追には至らなかった。

2013 年に報告された恣意的又は超法規的処刑の他の事案に進展はなかった。

b. 失踪

失踪及び誘拐は定期的に発生し、身代金を受け取れなかった誘拐犯の中には被害者を殺す者もいた。誘拐犯が、身代金を受け取ったにもかかわらず、誘拐者を殺した事案も複数報告された。誘拐事件のほとんどが身代金目当てであったようである。ISIL 軍及び非合法化武装集団は少数民族及び少数宗派の構成員の他、シーア派及びスンニ派信者を誘拐した。UNAMI の推計によれば、身代金目的又は所属コミュニティの構成員の脅迫目的で誘拐された被害者が「超法規的に」処刑される事案が複数あった。

ISIL 支配地域外部で発生する拉致事件はたいいてい、過激派集団又は犯罪集団と関係があった。例えば、犯罪集団及び過激派集団が治安状況に乗じて、身代金又は宗派間抗争を理由に、バグダッド市内で週に何件もの誘拐を実行したことで、2014 年を通じて、誘拐事件が増加した。バグダッド作戦司令部内に創設された誘拐防止班は、誘拐組織 7 組織を特定し、被害者を無事に解放した。

ISIL はその支配地域で、治安部隊又は警察部隊、少数民族及び少数宗派及び、他の非スンニ派コミュニティの構成員を頻繁に誘拐した。2014 年 6 月初めに、ISIL はモースル市のトルコ領事館を占拠し、総領事及び子ども 3 人を含む 49 人を捕獲した。ISIL は 9 月 20 日に人質を解放した。ヤジディー教徒活動家によれば、ISIL はヤジディー教徒の男性、女性及び子ども およそ 1,000 人を誘拐し、ISIL 支配領土の刑務所、学校及び他の場所に人質を収容したということである。国連の推計によれば、ISIL 軍に拘禁されたヤジディー教徒の女性及び子どもは 2,000 人を超えるということだが、正確な数字を立証するのは困難だった。複数の人権擁護団体によれば、ISIL 軍は 6 月 13 日にも、イラク・シリア国境で発生した暴行事件で、ヤジディー教徒 28 人を含む国境警備員複数人を誘拐し、シリアに連行した。HRW の報告によれば、ISIL はおよそ 10 億 4,000 万イラク・ディナール(120 万ドル)の身代金が支払われた数週間後に、ヤジディー教徒 24 人を解放した。他のヤジディー教徒及びシーア派国境警備員 12 人の所在は依然として不明であった。

ISIL の誘拐犯はシーア派シャバク人及びシーア派トルクメン人も標的にした。シャバク人団体によれば、2014 年 7 月初めの数日間に、ISIL は モースル市近隣の複数の村から 96 人を超えるシャバク人を誘拐した。伝えられるところによれば、6 月 10 日から 7 月 19 日にかけて、ISIL はグバ村(Guba)及びシュリカーン村(Shrikhan)及びタル・アファル市 (Tal Afar)からシャバク人 75 人を誘拐した。その後 9 人が遺体で発見されたが、他は行方不明のままである。複数の公表資料によれば、サダム・フセイン(Saddam Hussein)時代から 2014 年までの行方不明者はおよそ 250,000 人から 100 万人超とされ、これには、サダム政権で行われた人権侵害及び他の残虐行為による行方不明者及びイラン・イラク戦争(Iran- Iraq War)及び最近の紛争での行方不明者が含まれる。当局は、2014 年を通じて、新たに 9 箇所集団埋葬地を発見したと公表した。人権省の報告によれば、中央政府は 2014 年 6 月までにサダム・フセイン政権の集団埋葬地 157 箇所を特定し、2010 年からこれまでに 48 箇所を掘り起こした。ジーカール県殉死総局(Dhi Qar Directorate of Martyrdom)は 2014 年 5 月 19 日に、1991 年のシャバニヤ(シーア派)開催時の暴動で死亡した人々の大量の遺体が埋まった集団埋葬地を発見したと発表した。1986 年から 1989 年にサダム・フセイン・バース党政権が行ったクルド人及び他の少数派集団の皆殺し及び強制退去運動に対するクルディスタン地域の対応を監視する殉教者・大量殺戮省(Ministry of Martyrs and Anfal Affairs)は 6 月 5 日に、1987 年のハラブジャ県(Halabja)の攻撃によると見ら

れる遺体 18 体が埋まった集団埋葬地と見られる場所を 3 箇所発見したと公表した。ISIL は 2014 年 6 月のティクリート市及び近隣軍事基地、旧キャンプ・スペイサーを制圧後、1,770 人を処刑し、複数の集団埋葬地に放置した(第 1 節 g を参照)。

この数年を通じて、2013 年 9 月のキャンプ襲撃時に拉致されたキャンプ・アシュラフ (Camp Ashraf) の住民 7 人の所在を含む、他の失踪事案における進展はなかった(第 2 節 d を参照)。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法は、あらゆる状況下におけるあらゆる形態の拷問ならびに残忍、非人間的あるいは品位を傷つける扱いを明確に禁じているが、政府当局者及び国内外の人権擁護組織は、政府機関による拷問およびその他の虐待事例を記録に残した。どの警察も虐待を伴う強制自白を取調べ手段に利用したが、かかる虐待の大半は ISIL が行ったものだった。

人権省によれば、刑務所及び収容施設内での拷問及び組織的な虐待の申立てが頻繁に発生した。国際人権擁護組織は、内務省施設内で行われた信憑性の高い拷問及び虐待事案を記録に残した。法務省及び国防省の監督下にある収容施設及び、クルディスタン地域の内務省及び司法省の女性収容施設内で起こった事案も記録に残したが、程度は低かった。

HRW は、収容施設において拷問及び組織的な虐待が依然として蔓延していることに同意し、女性被拘禁者に対する拷問及び強姦事案を複数報告した。

過去数年と同様に、警察及び治安部隊による逮捕及び取調べ時の虐待及び拷問は、未決勾留中及び有罪判決後に特に頻繁に発生した。元収監者、被拘禁者及び人権擁護団体の報告によれば、拷問及び虐待方法には、被害者に圧迫をかける姿勢を取らせる、殴る、指を折る、窒息寸前状態にする、火傷させる、爪を剥がす、天井から吊り下げる、四肢を無理やり伸ばす、踵をプラスチック又は金属棒で叩く、失禁させずに大量の水を飲ませる、性的暴行を行う、治療を拒否する及び殺すと脅迫するなどの行為があった。HRW は女性被拘禁者が特に逮捕及び取調べ時に受けた脅迫及び性的暴行事案の報告を複数記録に残した。聞き取り調査を受けた被拘禁者は、例えば、殴る蹴るの暴行、強姦又は性的暴行の脅迫を治安部隊から受けたと話した。ある女性によれば、当局者は自白を引き出すために、女性の 10 代の娘を目の前で強姦したということである。

2014 年 7 月の報道によれば、イラクのサウジ人収監者委員会(Committee of Saudi Prisoners)は、当局がアル・ナシリヤ(al- Nasiriyah)刑務所に移送したサウジ人収監者に対する虐待の詳細について声明を出した。この声明によれば、治安部隊は刑務所内で収監者を殴打し、看守は他の収監者に剃刀やガラスの破片を渡して、サウジ人収監者に暴行を加えた。

クルディスタン地域の反テロリスト法は、特定条件下では虐待を伴う取調べを認めており、域内治安部隊である域内治安軍及び、二大与党、クルディスタン民主党(Kurdistan Democratic Party) (KDP)及びクルディスタン愛国同盟(Parastin and the Patriotic Union of Kurdistan) (PUK)のの諜報機関、Parastin 及び Zanyari ではかかる慣行が何度も発生した。

イラク・クルディスタン議会の人権委員会の報告によれば、治安部隊は、2014 年 4 月 30 日の議会及び州議会選挙の終了直後に、ゴラン(変革)運動((Goran) (Change) Movement)出身の活動家 6 人を拘禁して、激しく殴打した。諜報部(Parastin/Zanyari)の幹部は審問への出席を求める議会の要求に応じなかった。

テロリスト集団による虐待は広い範囲で見られた。伝えられるところによれば、ISIL はその支配下にある刑務所に収監されたシーア派被拘禁者を特に標的にした。UNAMI 及び人権省によれば、ISIL の過激派組織は 2014 年 6 月に、モースルのバドウシュ刑務所のシーア派及び他の非スンニ派収監者 670 人を殺害した。UNAMI 職員が聞き取り調査を行ったこの攻撃の生存者 6 人は、ISIL がどのようにスンニ派被拘禁者とシーア派被拘禁者を分離し、その後シーア派被拘禁者を処刑したかを説明した。遺体の一部には拷問の痕跡があった。

複数の指摘によれば、政府当局は、人権侵害行為で告発された治安部隊の調査を一部開始したが、当局は、調査報告を一切公表しなかった。人権省の報告によれば、国内各地の刑務所及び収容施設内で受けた拷問に対する苦情申立てを受理及び調査し、追跡調査を行うための「刑務所チーム」に苦情を委託した。同省は、組織的な拷問、殺人、強制自白及び恣意的な拘禁の信頼できる申立てを記録に残す能力を実証したが、2014 年末時点で、政府が拷問の申立てに応じて、司法省、内務省又は国防省に司法措置を講じたことを示す情報は公表しなかった。

2013 年に報告された拷問及び虐待事案又は処罰における進展は確認されなかった。

刑務所及び収容施設の状況

一部の刑務所及び収容施設の状況は、不十分な食事、過密状態及び衛生施設と保健医療の利用機会が不十分なことにより苛酷且つ生命を脅かすものであった。政府は ISIL の攻撃を受ける可能性に対する懸念を理由にアブ・グレイブ刑務所 (Abu Ghraib) 等の一部の施設を一時的に閉鎖し、収監者を安全性の高い施設に移送した。この移送によって、アンバール県外部の刑務所は過密状態が悪化した。一部の収容施設では虐待及び拷問の事案も報告された。クルディスタン地域政府の人権委員長及び国際監視団の主張によれば、中央政府もクルディスタン地域政府も秘密収容施設を運営している。人権省は、首相府の管理下にあり治安部隊が運営するバグダッドのインターナショナル・ゾーン (International Zone) にある施設は、2013 年末から使われていないと述べた。この施設の機密性により、施設が使用されているか―又は、どの程度使用されているか―どうかを確かめる情報は入手できなかった。

国内の複数の NGO 及びイラク・クルディスタン議会の人権委員会によれば、クルディスタン地域政府が運営する域内治安軍刑務所の収監者は、未決状態で 6 ヶ月を超えて拘禁されることがあった。

物理的状況：イラク更生サービス (Iraqi Corrections Service) (ICS) ―受刑者を収容する法的権限を持つ唯一の政府機関―は、国内 24 箇所です更生施設を運営している。このうち 3 箇所 (アブ・グレイブ刑務所、バドゥーシュ (Badoush) 刑務所及びバグダッド・アル=バラディヤット (Baghdad al-Balahdiyat) 刑務所) は治安状況により使用されていなかった。司法省によれば、ICS 施設の総収容数はおよそ 27,600 人である。ICS の報告によれば、2014 年 11 月時点の収容者数は 27,600 人で、うち 14,500 人が民事犯罪の受刑囚で、6,000 人がテロ犯罪囚、5,900 人が未決勾留者であった。UNAMI の報告によれば、司法省の収容施設は 2014 年 4 月現在で、受刑囚及び未決勾留者合わせて 30,205 人であった。2014 年 8 月時点で、IKR の地域政府の施設には女性 84 人を含む 2,486 の受刑囚が収容されていた。申告されていない域内治安軍及びクルディスタン地域政府諜報部の施設内の受刑囚又は被勾留者に関する情報は入手できなかった。当局は、男性と女性を別の施設に収容しており、たいていは受刑囚と勾留者を別々に収容した。テロ罪で告発された受刑囚は、内務省の収容施設では一般囚から隔離され、一般囚よりも苛酷な状況で収容される可能性が高かった。

司法省の報告によれば、2014 年 12 月 1 日時点で、IKR を除く収容施設及び拘禁施設内に収容される未成年者は 172 人であった。政府は法の義務付けるとおりに、未成年の未決勾留者及び受刑囚の多くを、労働・社会問題省 (Ministry of Labor and Social Affairs) が運営する施設に収容したが、国内及び国際 NGO の報告によれば、当局は一部の未成年者を司法省の刑務所、内務省の警察署及び他の内務省の拘禁施設に収容した。2014 年末時点で、IKR の少年刑務所には、未決勾留者 70 人及び受刑囚 233 人

が収容されていた。IKR の少年更生施設及び女性刑務所は同じ複合施設内にあるが、棟は別であった。クルディスタン地域政府は、公安警察の一部の収容施設及び警察の拘置所では、未成年者と成人を同じ監房に収容することがあった。地域政府当局は、受刑囚全員に教育及び職業訓練が施されていないことを認識していた。

司法省、内務省及び国防省当局者の報告によれば、被拘禁者の状況及び扱いは概ね劣悪であった。ほとんどの施設でも過密状態は常に問題であった。収監者の多くは食事、水、運動施設、職業訓練及び家族との面会機会を十分に与えられなかった。医療を受ける機会は施設によってばらつきがあった。一部の拘禁施設は、施設内に薬局又は診療室がなく、当局の報告によれば、薬局があっても供給が不十分であった。法律では4歳未満の子どもは母親と共同生活できるが、女性刑務所はたいてい、そうした収監者の子どものための十分な育児設備がなかった。一部の施設はインフラが限られているか施設が老朽化しているために、衛生状態が悪く、携帯飲用水がない上に、食事の質も悪かった。

伝えられるところによれば、ISIL はその管理下にある地域で、モースル市内にある司法省のバドウシュ刑務及びニーナワー県内2箇所の内務省の刑務所の、3箇所の施設を運営していた。立入り機会及び情報がないため、上記の施設の収容状況及び収容者数はわからなかった。

管理：分断された刑事手続き構造により、拘禁施設及び刑務所の運営は依然として複雑であった。司法省は法により、国防省の軍事裁判施設及びクルディスタン地域政府の労働・社会問題省の施設を除く全収容施設（IKR の2箇所の刑務所を含む）に対する管理権を保持するが、政府は収容施設の均一な監視を実施せず、国防省は民間人の被拘禁者を相次いで収容し、他方、内務省は受刑囚を相次いで収容した。

IKR では、司法省、内務省及び労働・社会問題省、域内治安部隊（域内治安軍）、KDP に帰属する諜報部（Parastin）及びPUK に帰属する諜報部（Zanyari）という様々な機関が刑務所及び収容施設を運営した。女性及び未成年者の受刑囚収容施設及び未決勾留施設は全て、クルディスタン地域政府の労働・社会問題省当局が監督する。域内の内務省及び労働・社会問題省は域内6箇所の刑務所を運営しており、IKR の3つの県に男性用施設が1箇所、女性及び未成年者用施設が1箇所ずつあった。

伝えられるところによれば、収監者に関する記録保持は不十分で、政府は2013年にタジ（Taji）刑務所及びアブ・グレイブ刑務所の襲撃後に脱走した500人を超える収監者を特定できなかった。政府は2014年を通じて、脱獄者、法に反する釈放者又は政府軍、過激派組織又はISIL軍による殺人被害者

も特定できなかった(第1節 aを参照)。政府は、この地域における ISIL の進攻及び収監者の殺害又は釈放の記録を踏まえて、治安上の懸念を理由に、アブ・グレイブ刑務所及びモースル及びキルクークの他の司法省刑務所の収容者数千人を移送した。内務省、司法省及び国防省当局者によれば、内務省及びテロ防止局は被拘禁者の記録をそれぞれ維持したが、一部の施設は複数機関が関わった被拘禁者を収容しているため、1つの施設の被拘禁者全員を説明するのは困難だということである。また多数の人権擁護団体の報告によれば、看守又は逮捕当局者は、被拘禁者が賄賂を支払うと被拘禁者を釈放するのが常であり、この慣行によって、被拘禁者の記録保持は不正確なものになった。

政府は刑務所の記録維持制度の強化に向けて複数の措置を講じたが、依然として大きな進展はなかった。司法省の報告によれば、政府は、司法省、内務省及び国防省の刑務所に収容されている収監者を追跡するための統一されたデータベースを開発中であった。一方、ICS は一台の中央コンピューターだけで収監者の統計データを追跡していた。このデータは ICS の各刑務所施設から同省に定期的に提供された。

法執行当局が非暴力犯に投獄以外の処罰を科した事例は確認されなかった。

ICS 刑務所は面会プログラムを維持し、家族成員の定期的面会、法定代理人の接見及び独立した非政府監視団の面会を許可したが、国内外の人権擁護団体の報告によれば、当局はたいてい、被拘禁者及び受刑囚と家族の面会を許さなかった。伝えられるところによれば、被拘禁者が血縁者又は法定代理人と電話で話すことを求めると、看守はたいてい賄賂を要求した。国内の報道機関及び人権擁護団体によれば、2014 年 6 月に ISIL との紛争が激化して以降、司法省は治安上の懸念を理由に暫定的に家族の面会を制限した。刑務所関係者は、被拘禁者の宗教儀式を概ね許可しており、宗教又は宗派別の監房に被拘禁者を分別することもあった。

人権省の報告によれば、司法省施設に収容される受刑囚及び被拘禁者は、検閲を受けずに苦情申立てを同省に提出することを許されており、同省は苦情を公表したが、2014 年末時点で、非人間的状況の信頼できる申立てを当局が調査したか否かに関する情報は入手できなかった。司法省は国内 20 箇所の刑務所で人権擁護事務所を運営し、同省の人権擁護部に向けて刑務所の状況に関する報告を収集した。同省は、公的な取調べ又は苦情に関する問題を扱う、国内 2 箇所の市民苦情事務所(citizen complaints office)にも支援を提供した。同省は、収監者が匿名で ICS にフィードバックを提供するための苦情ボックスを刑務所内に設置した。苦情申立ては、刑務所長、ソーシャルワーカー及び法務局長によって審査された。

独立した監視：ICS の刑務所は、独立した非政府監視団及び政府関係者による定期的視察訪問を許可した。司法省の報告によれば、2013 年を通じて、独立した複数の組織は ICS の施設を 396 回視察訪問した。赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross) (ICRC)は引き続き、司法省、内務省及び国防省及び労働・社会問題省の刑務所及び拘禁施設への立入りを許された。当局は UNAMI、HRW 及び独立したイラク人権高等委員会にも刑務所及び拘禁施設への立入りを許可した。人権省の報告によれば、当局は、同省の刑務所監視チームが内務省の施設に立ち入ることを定期的に拒否した。例えば、議会の人権委員が報道機関に話したところによれば、刑務所管理者は 2014 年 4 月 20 日に、首相の事前承認なしに委員会の視察訪問を禁止した。刑務所の視察訪問に政府機関が干渉した報告は複数あり、外部の監視団の視察訪問を刑務所長及び刑務所関係者に事前に通知した事例もあった。

ICRC は 2014 年 1 月から 11 月にかけて、司法省、内務省及び国防省の管理下にある国内 62 箇所の刑務所及び一時拘禁施設の視察訪問を 100 回以上にわたって実施した。紛争地域にある一部の施設に対する視察訪問は一時的に中止されたが、ICRC はそれ以外の地域の拘禁施設を再三にわたって視察訪問した。UNAMI は司法省の刑務所及び拘禁施設の調査を再開し、バグダッド県内では 4 回、バスラ県(Basrah) 及びジーカール県では 3 回の刑務所視察訪問を実施した。治安状況の悪化により ICS の施設調査が困難になったため、UNAMI は 2014 年 4 月に、IKR 外部の刑務所の視察訪問を中止した。

クルディスタン地域政府は、国際人権 NGO 及び政府間の組織が受刑囚及び未決勾留者と面会するのを概ね許可したが、一部の個人については面会を拒否したり遅らせたりすることがあった。通常はテロリズムに関わる機密事案であった。UNAMI 人権事務所(Human Rights Office) 及び ICRC は、刑務所及び拘禁施設の調査を行った。UNAMI は 2014 年 1 月から 11 月にかけて、刑務所及び他の拘禁施設を 59 回にわたって視察訪問し、続いて 12 月 2 日までに、IKR 各地の拘禁施設を 54 回にわたって視察訪問した。

独立した組織の中で、国内 NGO、ICRC 及び UNAMI 人権事務所は、延期されることもあったが、クルディスタン地域政府の域内治安部隊及び諜報部の施設に立ち入る機会を定期的に与えられた。

改善措置：人権省及び UNAMI によれば、特に ICS の収容施設では、電力供給が相次いで改善された。司法省は被拘禁者の状況を改善する意図で、刑務所の改修及び収容施設の新設を行ったが、この分野での進展は官僚手続き及び予算審議の遅れの影響を受けた。司法省は拘禁施設に国際基準を取り入れ、稼働施設 24 箇所のうち 5 箇所を必要な国際人権規準の適合施設に指定し、これに伴って多くの施設が

改善された。UNAMI 当局者の報告によれば、司法省の権限下にある個人による拷問及び虐待の主張を受けることがほとんどなくなり、虐待及び拷問はたいてい、内務省か国防省施設の未決勾留者に関係するものだということである。また UNAMI の報告によれば、司法省は複数の刑務所の収監者向けに、教育及び職業訓練の機会を拡大したということである。

司法省、国防省及び内務省並びにテロ防止局の報告によれば、拘禁施設及び刑務所施設の職員は、各省が実施する人権研修を受けたということである。司法省の施設では、国連人権事務所(Human Rights Office)がこの研修を行ったが、司法省当局者は人権擁護団体にカリキュラムの写しを提供しなかった。UNAMI は、以前は人権配慮研修を行っていたが、治安状況の悪化を理由に、IKR 外部での訓練を中止した。人権省も看守及び治安職員に人権研修を行った。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

恣意的な逮捕及び拘留を防ぐ基本的法的予防措置は憲法の定めるところであるが、非常事態法は、政府が国家の非常事態を宣言した際に、逮捕及び拘禁に対する幅広い裁量を治安部隊に与えている。2014 年を通じて、恣意的な逮捕及び拘留が相次いで報告された。人権省の主張によれば、「逮捕の大半は…法に基づく令状なしに行われた。」HRW は、刑事司法制度における女性虐待に焦点を当てた 2014 年 2 月 6 日の報告書の中で、家族全員又は村の一斉逮捕の際に警察又は治安部隊に拘禁された女性少なくとも 15 人の事案を説明した。イラク・クルディスタン議員の報告によれば、クルディスタン地域政府の治安部隊は 2014 年を通じて、ISIL と戦うためにシリアに渡ったアルビール県(Erbil)出身の若い男性の家族成員を罪状なしに拘禁した。

アル=アバーディ首相は 2014 年 12 月 2 日に、裁判権を有する判事又は裁判所が交付した命令による場合又は、刑事訴訟法第 102 条及び 103 条等の法律で保証された状況以外での逮捕又は再逮捕を禁じる行政命令第 57 号を公布した。逮捕令状又は拘禁令状を執行した当局は、拘禁後 24 時間以内に、被拘禁者の名前、拘禁場所、拘禁理由及び法律条項を政府の中央電子レジスタ及びマニュアルレジスタに登録することを義務付けられている。司法省はこの時点で、上記の登録を更新及び維持管理する責任を負う。国防省及び内務省及び国家治安局(National Security Service)は、司令官が被拘禁者を登録するためのガイドライン及びメカニズムを確立する義務がある。この行政命令では、法的能力のある当局以外のいかなる機関も個人を拘禁してはならないとしている。行政命令によれば、拉致及び違法拘禁は犯罪行為とみなされ、加害者は訴追されることになっている。

刑務所当局は、賄賂を受け取るまで、容疑が晴れた収監者の釈放を遅らせることがあった。例えば、2014年7月24日に、イラク調査委員会(Iraqi Commission of Inquiry)の逮捕チーム(Seizure Team)は、収監者の家族に釈放の決定を下す際に賄賂を要求したアル・カルフ(al-Karkh)中央刑務所の内務省職員を逮捕した。HRWは2014年2月6日の報告書、*誰にも安全はない*の中で、女性勾留者の釈放が長期的に遅延した事案及び釈放前に賄賂が要求された事例を複数指摘した。人権省はこの主張を否定し、かかる遅延は別の罪状に対する調査の継続によると述べた。UNAMIによれば、司法省が釈放を命じた収監者は、係属中の他の犯罪記録の容疑を晴らすためとして内務省又は他の省から相次いで足止めされた。

かかる遅延に関する苦情が相次いで申し立てられたため、首相は2014年12月2日の行政命令の中で、告訴されなかった被拘禁者に対する法的勾留期限も義務付け、裁判所の釈放命令が交付された被拘禁者の釈放期限を短縮した。この行政命令は、逮捕日、手続きの概要及び事案の他の詳細を記載した、全被拘禁者の一覧を作成することを司法省に義務付けている。新たに規定されたこの報告要件は、仮拘禁者に関する適正手続きの苦情を改善する意図で考案された。

ISILは支配下地域で、その支配の反対意見を封じるための一斉検挙を行った。例えば、ISILは2014年9月に、モースルで2週間にわたる集団拘禁を実行し、現地の活動家によれば、およそ2,000人が拘束された。被拘禁者は元警察又は軍当局者と言われており、伝えられるところによれば、ヤジーデー教徒、シャバク人、トルクメン人及び少数のキリスト教徒が含まれるということである。複数の報道によれば、2014年9月11日から12日にかけて、ISILは元警察官31人を逮捕し、その場で処刑した。

警察及び治安組織の役割

ISFは、管理上、内務省内で組織される域内治安部隊、国防省の管理下にある外部の治安部隊及びテロ対策局(Counterterrorism Service)で構成される。内務省は、国内法の施行及び連邦警察・州警察・収容施設警備局(Federal Police, Provincial Police, Facilities Protection Service)及び国境警備局(Department of Border Enforcement)の出動命令の管理などに責任を負う。国防省に従属する従来の政府軍は、対外防衛の責任を負うが、たいていは、内務省の職員と協力してテロ対策活動及び国内治安活動も実施した。テロ対策局(Counterterrorism Service)は、首相府の直属下にあり、テロ対策司令部を監督する。同司令部には、特殊作戦部隊で構成される旅団3個が配備されている。

政府は ISF 職員による人権侵害の報告をほとんど調査せず、加害者を処罰するのは稀であった。人権侵害が正式に処罰された情報は入手できなかった。国防相は、治安部隊内の人権侵害加害者の責任追及を公然と要求した。

複数の説明によれば、国内各地の内務省、警察署及び国防省の施設内で拷問及び虐待が行われた。UNAMI 及び国際人権擁護組織によれば、虐待は主に、未決勾留中の被拘禁者の尋問時に行われた。内務省は 2014 年に処罰された省関係者の数を公表しなかった。人権侵害による有罪判決の有無は不明であった。

国内の県警察部隊には、汚職及び出身地域以外での労役に対する一部関係者の意欲のなさを含め、複数の問題が山積していた。政府軍及び連邦警察は、兵士及び警察官を全国規模で徴用及び配備し、職員と部族又は過激派組織の癒着に関連する汚職の芽を断った。この方法は、民族宗派間の違いを理由に軍及び警察官から虐待されたとする地元コミュニティの不満につながった。

治安部隊は社会的暴力の防止又は対応に向けてほとんど努力しなかった。国内 16 箇所に設置された家族保護局は、女性及び子どもによる家庭内暴力の申立てに対応すべく、警察署を通じて活動したが、運営能力が欠如していた。閣僚評議会は 2012 年に、差別及び暴力の標的にされた被害者を特定し、適切な保護を与えるためのレズビアン、ゲイ、同性愛者及び性同一性障害者委員会を設立したが、2014 年末時点で、委員会の目立った効果は表れなかった。

クルド人二大政党、KDP 及び PUK は、専属の治安部隊を維持した。クルディスタン地域政府は連邦憲法の下に、中央政府の資金援助を受けるが地域政府の支配下に置かれる地域防衛旅団を維持する権利を有する。クルディスタン地域政府はこれに従って、陸空海三軍問題省を設立した。陸空海三軍問題省の権限下には現在、12 個の歩兵旅団が置かれているが、PUK 及び KDP は、やはり陸空海三軍と呼ばれる補助兵士数万人を従えている。

KDP は専属の域内治安組織、域内治安軍(Asayish)及び、専属の諜報局、諜報部(Parastin)を維持している。PUK は、やはり域内治安軍と呼ばれる専属の域内治安組織及び専属の諜報局、諜報部(Zanyari)を維持している。PUK も KDP も内外の治安組織を統合する名目上の措置をいくつか講じたが、上記の組織は事実上、複数の党内部局を通じて党幹部が支配しているため、両組織は依然として分離されていた。

クルディスタン地域政府の治安部隊は、同地域政府が支配する域内地域だけでなく、紛争地域でも被疑者を拘束した。IKR と他の地域間の行政区画が明確に定められていないことにより、治安部隊及び裁判所の管轄権に関する混乱が相次いで発生した。ISIL の支配地域ではこの状況が深刻化した。

2011 年の刑事訴訟法第 136 条(b)項の撤廃に起因する逮捕者数及び逮捕形態に著しい変化はなかった。以前は同項の下に、閣僚は、担当省の職員の犯罪捜査で発生した逮捕令状の執行停止権限を与えられていた。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

憲法では、「違法な拘留」を禁止し、逮捕後 24 時間以内に正当な裁判権を有する判事に暫定調書を提出するよう義務付けている。この期間は、72 時間延長することが可能である。死刑に値する犯罪の場合は、当局は審理手続きの完了に必要な期間だけ被告を法的に勾留することができる。国内の報道機関及び人権擁護団体によれば、当局は、テロリズム防止法の下では特に、徹底捜査では令状なしに被疑者を逮捕し、一部の被拘禁者を罪状なしに長期間勾留した。

政府は複数個人を恣意的に拘留し、たいていは、罪状を速やかに被拘禁者に伝えなかった。政府は、裁判所が有罪判決を下すには証拠不十分と結論した後、定期的に被拘禁者を釈放した。例えば、政府は 2014 年 4 月に、証拠不十分により、被拘禁者を 630 人釈放したと発表した。司法省の報告によれば、2014 年 1 月から 6 月までに、1,543 人の被拘禁者が管轄裁判所で無罪になり、釈放された。他の多くは、判決が確定していない他の容疑の審査を待って、依然として拘禁されていた。司法省によれば、同省は 2014 年 1 月から 11 月までに、およそ 3,060 件の事案を閣僚評議会に委託した。刑事犯罪(治安罪を除く)による勾留者の保釈は法の認めるところであるが、当局が被拘禁者を保釈するのは稀であった。クルディスタン地域政府の域内治安部隊は、一部の被疑者を令状なしに隔離拘禁し、秘密の拘禁施設に被拘禁者を移送した。

裁判官が貧困者に国選弁護人を任命するのは法の定めるところである。被拘禁者の法定代理人に任命された弁護士は、依頼人との接見機会が不十分であるために、弁護士と依頼人が十分に協議できないと頻繁に不満を訴えた。被拘禁者は、公判期日まで担当の弁護士と接見できないことが多かった。複数の報告によれば、被告は捜査段階中、法定代理人と接見する機会を与えられず、任命された弁護士は弁護を準備する十分な時間を与えられず、裁判所は拘禁中の拷問の申立てを調査しようとしなかった。人権省は、審理の遅れは、国選弁護人及び判事の需要が供給をはるかに上回っているためだと認

識していた。

恣意的な逮捕：警察及び軍職員は裁判所の承認なしに逮捕及び拘禁を行ったが、かかる行為の件数について信頼できる統計データは入手できなかった。当局は、家族に逮捕の事実や勾留場所を通知しないことが多かった。例えば、HRW の報告によれば、治安部隊は令状なしに強制捜査を行って、男性家族のテロ活動容疑で複数の女性を逮捕した。たいていは夫であった。2014 年 7 月の、UNAMI の報告によれば、スンニ派が多数派を占めるバスラ県のアル・ズベール(al-Zubair)及びアブ・ハスィーブ (Abu Khaseeb) の情報筋から、ISIL の北部地域への進撃後、当局が多数の住民を ISIL への関与容疑で逮捕したことが伝えられた。当局はその日のうちに一部を釈放したが、長期間拘束された者もいた。

未決勾留：「ICS のデータによれば、司法省の ICS 施設の被拘禁者全体に占める未決勾留者の割合はおよそ 20 パーセントであった。国防省、内務省及び労働・社会問題省等の他の省は、法により、未決勾留者を拘束することができる。政府の施設に収容されている未決勾留者についての独立した正確な統計データはなかったが、内務省及び国防省施設の被拘禁者の大半は未決勾留者だということである。2014 年 8 月 6 日現在の、クルディスタン地域政府の各施設に収容されている IKR の未決勾留者はおおよそ 3,032 人で、このうち女性は 42 人だった。

適正手続き及び裁判所の措置を踏まない長期間の拘禁は、組織的な問題であった。司法審査の欠如は、大量の被拘禁者、調書録取が行われない拘禁、犯罪捜査の遅れ、判事及び熟練した司法職員の数の不足、保釈又は他の釈放条件を利用する当局の能力又は意欲の欠如、情報交換の欠如、賄賂及び汚職等の複数の要因が原因であった。未決勾留者の過密状態は多くの収容施設で依然として問題であった。複数の申立てによれば、裁判所の釈放期日を超える拘禁及び違法な釈放が確認された。

当局は被拘禁者、特にテロリズム防止法の下に拘束された被拘禁者の多くを、逮捕及び拘束してから数ヵ月又は数年にわたって勾留した。当局は、被拘禁者を隔離拘禁し、弁護士に接見する機会を与えない又は、法で義務付けられた期限内に正式に告訴しないことがあった。HRW の記述によれば、例えば、治安当局者と判事は結託して、「テロ行為の容疑」罪で拘禁された女性を拘束し、釈放を保証する対価として賄賂を要求した。当局は場合によっては、逃亡者に自首するよう圧力をかける代理人として、逃亡者の配偶者及び他の家族成員を拘禁した。たいていはテロ行為容疑で指名手配されたスンニ派教徒であった。

長期間の拘禁問題に取り組むために、首相は 2014 年 12 月 2 日に行政命令を公布し、有効な法条項を

損なうことなく、勾留期間が最大刑期の 4 分の 1 以下であること又は裁判所が法律を遵守する一方で保釈決定を下すことを条件に、刑事裁判所の許可がない限り、6 ヶ月を超えて勾留を延長はならないとした。

クルディスタン地域政府当局は、被拘禁者を長期間未決勾留したということである。国内の NGO 及びイラク・クルディスタン議会の人権委員長によれば、地域政府が管理する公安警察刑務所に収容される収監者は、審理なしに 6 ヶ月を超えて拘禁状態に置かれることがあった。

恩赦：複数の報告によれば、中央政府は恩赦を与えたが、政府は釈放された収監者の人数を確認しなかった。司法省は閣僚評議会の司法部の事務局長に、最終判決に関する勧告を提出した。IKR では、恩赦の事例は報告されなかった。

e. 公正な公判の拒否

司法の独立は法の定めるところであるが、司法の独立を制限する条項もあった。イラクの治安状況及びこれまでの政治動向により、司法の力は依然として弱く、政府の他の部門に依存する状態が続いていた。連邦最高裁判所と高等司法審議会(Federal Supreme Court)の分離を義務付ける裁判所命令を最高裁判所が 2013 年に覆したことにより、連邦主義及び合憲性に関する問題を裁定し、罷免事項等の裁判所制度を管理及び監督する両方の裁判所を 1 人の個人が支配できるようになっている。国内外の報道機関の主張によれば、この判決は、政治的動機に基づくものであり、司法の独立性を揺るがした。

複数の報告によれば、国家安全保障に関するものを除き、裁判所命令を尊重する当局の意欲は腐敗によって低下した。例えば、イラク評議会(Council of Representatives)の公正委員会(Integrity Committee)の報告によれば、内務省及び司法省職員は被拘禁者に釈放の対価を要求した。

宗派、部族、過激派及び犯罪分子による脅迫及び殺人は、司法の独立性を低下させた。裁判官、弁護士及びその家族成員は、頻繁に死の脅迫及び攻撃を受けた。弁護士は多数の抗議運動に参加して、脅迫及び暴力に対する政府の保護強化を要求した。判事も脅迫及び暴力の対象になりやすかった。伝えられるところによれば、汚職又は脅迫は、審理レベルの刑事訴訟及びカサシオン裁判所に上訴された刑事訴訟を統括する一部の判事に影響を与えた。公正委員会は定期的に判事の汚職罪を調査したが、複数の報告によれば、かかる調査は政治的動機に基づくことが多かった。

クルド司法評議会(Kurdish Judicial Council)は、法により、財政面でも管理面でも連邦司法省から独立しているが、クルディスタン地域政府の行政部門は、政治的に微妙な事案について、相次いで影響を及ぼした。

裁判手続

憲法は、全ての国民に公正な裁判を受ける権利を与えている。一部の政府関係者を含む監視団、国連及びNGOの報告によれば、裁判手続は国際基準を満たしていなかった。取調べ、事実審理、及び上告審の判事は、公正な裁判を受ける権利を概ね執行しようと努力したが、被告と被告弁護人の接見機会が十分でない点は、裁判手続における深刻な欠陥であった。被告人の多くは、担当弁護士と初めて顔を合わせるのは第1回公判で、未決勾留中は法定代理人と接見する機会を与えられなかった。審理は、一部の国家安全保障事案を除き公開されたが、不当に遅延されることもあった。

法律は、有罪が立証されるまで原告を無罪とみなし、罪状を迅速かつ詳細に知らされる権利及び私選弁護士又は必要な場合は公費で裁判所が任命する弁護人を同伴する権利を被拘禁者に与えている。当局は通常、被告に迅速且つ詳細に罪状を伝えなかった。判事は証拠を集めて、有罪又は無罪を確定する。陪審員による裁判を受ける権利はない。被告及び担当弁護士は、政府が保有する当該事案に関する証拠を審理前に閲覧することが可能で、被告に不利な証言に抗弁し、証拠及び証人を提示する権利を有する。多くの場合、強制による自白は、法医学的証拠又は独立した証人の証言が伴わない限り、証拠の情報源にしかない。上訴権は法の定めるところであるが、委託を制限する制定法があり、上訴された刑事事案を審査するのはカサシオン裁判所である。

クルディスタン地域政府当局者によれば、行政上の理由により、検察官と被告弁護人は業務遂行を妨げられ、収監者の審理は不必要に遅延した。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

政府は被拘禁者を政治犯又は政治的理由により拘留された者とみなさず、収監者はいずれも、刑法の下に有罪判決を受けた又は告訴された若しくは、勾留中で裁判待ちの状態を取調べを受けているかのいずれかだと述べた。

逮捕手続における政府の透明性欠如及び汚職の蔓延、訴訟処理の遅延及び、特にテロ対策当局、諜

報当局及び軍当局が収容する被拘禁者との接触拒否により、政治犯又は政治的理由により拘留された者の存在を訴える主張を評価するのは困難であった。反政府勢力及び一部の被拘禁者の主張によれば、政府は、汚職からテロ行為及び殺人に至る様々な刑事犯罪を装って、政治活動又は政治的意見を理由に、複数の個人を収監又は収監しようとした。

IKR でも、同様の要因によって、政治犯又は政治的理由により拘留された者に関する信頼できる査定が困難であった。2014 年 8 月 18 日に、ニアズ・アジズ・サリーフ (Niaz Aziz Saleh) の第 21 回公判が行われたが、同氏の弁護を支援したある国内 NGO の報告によれば、クルディスタン地域政府当局者はサリーフを審理に出廷させず、担当弁護士にも会わせなかった。元 KDP 司令部職員のサリーフは、2009 年の IKR 議会選挙における KDP の不正投票疑惑に関する情報を民間誌 *レグディン* に漏洩した罪で告訴され、2012 年に域内治安軍に拘禁された。アムネスティ・インターナショナルの 2013 年版報告書によれば、域内治安軍関係者は拘禁後 3 ヶ月間にわたって、サリーフを何度も殴打した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人も組織も、人権侵害に対する民事上の救済措置又はその停止を求めることができる。行政上の救済措置もあるが、行政機関が治安を極端に重視している上、人員不足の司法機関が行政機関に依存しているために、政府は、人権侵害に対する民事上又は行政上の救済措置を事実上実施しなかった。高等司法審議会は 2014 年 1 月に、イラク人権高等委員会 (Iraqi High Commission for Human Rights) と協力して、人権侵害及び上訴裁判所がある場合は侵害の報告を調査するための、特別裁判所を設立した。年末の時点で、裁判所は、検察官及び判事に対する人権問題の法律研修及び委任手続きの明確化が完了するのを待っている状態で活動には至っていなかった。

クルディスタン地域政府法は、違法な逮捕又は拘禁を受けた個人に対する損害賠償を定めている。違法な逮捕又は拘禁の損害賠償を扱うのは、クルディスタン地域政府の殉教者・大量殺戮問題省であり、人権委員会の報告によれば、およそ 8,000 事案 (過去の事案を多数含む) で損害賠償が承認されたが、政府は 2014 年末時点で、予算不足により損害賠償を支払うことができなかった。

財産の返還

手続きの遅延及び汚職は、政府が財産返還請求権を解決するのを妨げた。治安状況の悪化も未決請求の解決に支障を来した。独立した政府内委員会の財産請求権委員会 (Property Claims Commission) は、

サダム・フセイン政権が 1968 年から 2003 年までに不当に収用した財産に対する請求権を複数件解決した。このプロセスの目的は、フセイン政権のアラブ化計画及び他の宗派強制移動政策の一環として、倫理的又は政治的理由で所有地を没収された個人に恩恵を与えることであった。委員会は請求権のほぼ 90 パーセントを解決しており、カサシオン裁判所は引き続き、残りの未決請求権を審査していた。

2003 年からこれまでに、30,000 人を超える wafadin (サダム・フセインのクルド人撲滅政策の下にキルクーク地域に定住したアラブ人)がイラク中部及び南部の故郷に帰還し、賠償金を申請した。wafadin が帰還した時点で、憲法第 140 条で要求された「正常化」措置の実施義務を遂行するために政府が設立した憲法第 140 条委員会(Article 140 Commission)は、この請求権の審査及び支払いを行った。第 140 条は、「キルクーク等の特定地域の人口分布を変えるに当たっての旧政権の慣行に起因する不正行為を是正する」必要な措置を規定する、暫定行政法(Transitional administrative law)の第 58 条の実施を行政当局に義務付けている。この措置には、元居住者をその自宅及び地所に戻す一方で、新たに流入した個人に再定住及び補償措置を行うことが組み込まれている。140 条委員会のキルクーク事務所長は、2014 年 8 月 31 までに、11,743 人の請求者のファイルをバグダッドに送付したが、同所長によれば、連邦政府は事案を相次いで引き延ばした。国家予算の不足により、承認された賠償金の支払は滞った。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

憲法は、法律に従い発行された裁判所命令がない限り、家宅侵入や家宅捜査を行ってはならないと定めている。憲法はまた、恣意的なプライバシー妨害を禁じているが、治安部隊は捜査令状なしに家宅侵入した。

2014 年を通じて、ISIL 戦闘員は民家に侵入し、私的財産を破壊又は略奪し、民家を活動基地に改装した。ISIL は特に、少数宗派及び少数民族を標的にし、かかるコミュニティの住民を強制退去させたり、検問所で貴重品等の所持品を没収したりした。例えば、ISIL の過激派集団は、2014 年 6 月にモースルを占拠すると、キリスト教徒家族の複数の自宅を標的にし、7 月 19 日まで、モースルから退去し、税金を払い、イスラム教に改宗しなければ処刑すると脅迫した。この家族がモースルから逃げ出した後、ISIL はその財産を全て没収した。この家族に賠償金は支払われなかった。

g. 国内の紛争での過剰な武力行使及び虐待行為

ISIL と ISF 間の紛争は 2014 年を通じて、人権状況を著しく悪化させた。紛争は、アンバール県で発生した ISF と ISIL 間の武力衝突を受けて 2014 年 1 月に激しさを増し、ISIL がモースル、ティクリート及び他の北部地域の攻撃を開始し、これらを占拠した 6 月にさらに激化した。国連の数字によれば、相次ぐ武力抗争によって、11 月までに、200 万人を超える人々が強制避難した。集団処刑、無差別な武力行使、拉致及び少数民族及び宗教少数派コミュニティに対する抑圧などの人権侵害が発生した。国連の報告によれば、2014 年 1 月から 10 月末までに、少なくとも 8,571 が死亡し、13,787 人が負傷した。

殺害：ISIL を北部及び西部地域から追放しようとして、政府は ISIL の基地を標的にした。その多くは人口の多い民間人の居住地域にあった。2014 年を通じて、政府は武力行使を強化し、これによって、子どもを含む多数の民間人が命を奪われた。ISF はヘリコプターや航空機を使って、特にアンバール県の ISIL の拠点と目される場所及び民間人居住区のインフラに爆撃及び空爆を行った。アンバール県の医療総局の記録によれば、ファルージャ市及びラマディー市では、2014 年 1 月から 10 月までに、民家への爆撃で女性と子供を含む 2,095 人が命を奪われた。アンバール県の住民、医療専門家及び支援活動家から得た未確認情報によれば、戦闘により病院にたどり着けなかった人が大勢いるため、死傷者数はこれよりはるかに多いということである。

2014 年 6 月の ISIL の進攻を受けて、ISF は民間人居住区にある ISIL の拠点への攻撃を強化した。HRW の主張によれば、6 月から 7 月にかけて治安部隊が実行したファルージャ、バイジー (Bayji)、モースル、ティクリート及びアル・シェルカート (al Sherqat) の空爆で、少なくとも民間人 75 人が死亡した他、多数が負傷した。ある報告事例では、2014 年 7 月 20 日にティクリート東部のスライマン・ベック (Sulayman Bek) で発生した ISF の空爆で、女性及び子どもを含め 29 人の死傷者が出た。HRW の報告によれば、ISF によるたる爆弾の攻撃で、17 人が死亡した。

人権省は治安部隊が民間人に違法行為を行ったとする報告を否定し、ISF の攻撃に先立ち、政府は市民に避難するよう警告したと述べた。2014 年を通じて、軍も、戦術行動を調整する措置を複数講じて、民間人の命が不当に奪われるのを防いだ。例えば、2014 年 8 月に、空軍はモースル近隣地域の住民にビラを配り、ISF の攻撃が発生した場合に備えて、この地域から避難するよう警告した。アル=アバーディ首相は 2014 年 9 月 13 日に、民間人居住地区内の標的物への空爆を中止するよう空軍に命令したと発表した。

人権擁護団体及び報道機関の複数の報告によれば、ISIL 支配領域に居住するがゆえに ISIL との関係

を疑われるスンニ派住民の標的殺人等の、宗派間武力抗争が増加した。空爆及び ISF の地上作戦が成功して ISIL 支配領域が解放されたことで、治安上の空白状態が生まれ、そこにシーア派過激派が入り込んだ。HRW によれば、この状況は 2014 年を通じて次第に悪化し、シーア派過激派の暴力に晒され、政府から安全保障を受けられなくなったスンニ派住民は、ISIL に同調するか強制避難した。スンニ派部族はテロ集団と敵対して ISF と共に戦ったため、ISIL は部族民の集団処刑を行った。

国際連合及び国際人権擁護組織によれば、シーア派過激派は 2014 年 6 月に一軍及び警察の協力を得て又はそれから干渉されず一 200 人を超えるスンニ派の捕虜に超法規的処刑を実行したということである(第 1 節 a を参照)。例えば、HRW の記録によれば、2014 年 3 月から 4 月にかけてバグダッド県周辺の都市で少なくとも 48 人のスンニ派男性を殺害し、2014 年 6 月 1 日から 7 月 9 日までにスンニ派男性 61 人を殺害したということである。複数の証人及び医療及び政府筋が HRW の調査官に話したところによれば、どの事案にも過激派が関与していた。2014 年 7 月 30 日の警察の報告によれば、過激派部隊は、バアクーバ(Baqubah)市の公共広場でスンニ派信徒 15 人を処刑し、電柱に吊るした。UNAMI は、特に南部におけるスンニ派住民に対する暴力の増加を警告し、相次ぐ殺人と拉致事件で、6 月からこれまでに、少なくとも 19 人のスンニ派男性住民が殺害された他 19 人が負傷したと述べた。UNAMI の情報筋によれば、スンニ派住民は、バスラから出て行かないと殺すという匿名の脅迫も受けた。こうした申立てに対する捜査が行われたかどうかはわからない。

国際連合、国際人権擁護団体及び報道機関の報告によれば、ISIL は数百人もの非戦闘員を処刑した。主に捕虜になった又は投降した兵士、徴収兵、警察及び他の政府関係者であった。殺害された多くはシーア派であった。例えば、ISIL は、ティクリート市を占拠後、2014 年 6 月に、ティクリート及び軍事基地の旧キャンプ・スペイサーで集団処刑を行った。国連の声明によれば、ISIL は 6 月 11 日から 12 日にキャンプ・スペイサー占拠後、集団処刑場で 1,700 人もの男性を処刑した。ISIL はこの殺人の犯行声明を出し、写真と画像をソーシャルメディアサイトに掲載した。この写真には、両手を後ろ手に縛られ、隙間なく並べられた若い男性の複数集団に ISIL の過激派組織が発砲するような様子が映っていた。人権省が公表した別の事例では、ISIL は 2014 年 6 月 22 日にティクリートで、イラク空軍の新兵 175 人を処刑した。政府はチグリス川(Tigris River)から 11 人の遺体を回収し、他の遺体は集団埋葬地に埋められていたと報告した。

ISIL 軍は少数派も標的にした。ISIL の殺戮に関する人権省の報告の記録によれば、2014 年 8 月初めに国内北部のシンジャルで行った虐殺で、ISIL は、女性及び子どもを含む 500 人のヤジーディー教徒を殺害した。生き埋めにされた者もいた。各国メディアによれば、ISIL は 8 月 15 日にヤジーディ

一教徒が住む Kocho 村を占拠し、10 歳以上の少年及び男性を集め、そのうち 84 人を処刑し、300 人もの女性を誘拐した。

複数の報道及び国連によれば、ISIL は次第に、このテロ集団への加盟を拒否したスンニ派部族を標的にし、殺害するようになった。2014 年 10 月後半から 11 月初旬にかけて、集団埋葬地がまとまって発見された。政府の推計によれば、ISIL は、この組織に抵抗したことを理由に、アンバール県に住むアブル・ニムル族の一子ども及び老人男性を含む一住民およそ 800 人を虐殺したということである。スンニ派部族が ISIL と敵対するにつれて、ISIL によるスンニ派部族の拉致、公開処刑及び殺戮が多数報告されるようになった。

2014 年を通じて、ISIL は民間人も標的にするようになり、公共市場、治安検問所及びシーア派が主流の居住区で VBIED や自爆要員を爆破させた。ISIL の武装戦闘員は、人口密集地域又はその近隣にも配置されており、警戒を怠ったため、民間人死傷者は避けられなかった。

拉致：過激派、違法な武装集団及び他の無名のアクターによる拉致が複数報告された。民族又は宗派が原因で個人が誘拐されることもあれば、政情不安を煽る目的で個人が誘拐される場合もあった。例えば、HRW の主張によれば、過激派は、バグダッド県、ディヤーラー県及びバービル県でスンニ派住民を誘拐した。議会結成時の微妙な時期にバグダッド市議会議長リヤド・アル＝アドハドが自宅から無名の襲撃者集団に拉致され、数時間後に解放される事件も発生した。同氏の拉致の捜査状況に関する最新情報は入手できなかった。

複数の未確認報道によれば、治安当局者及び警察関係者は、シーア派過激派組織は、誘拐又は処刑すべき、スンニ派反政府勢力とみなす人物の「殺害予定者リスト」を作成したと主張した。過激派はテロリストの活動から国を守るためだと主張したが、監視及び説明責任の欠如は、超法規的活動と刑事免責に対する懸念を高め、宗派間紛争が激化する危険を増した。

2014 年 10 月 31 日の安全保障理事会に向けた国連事務総長の記者声明では、ISIL が北部地域進攻後に行ったヤジーディー教徒、キリスト教徒及びトルクメン人コミュニティ住民の拉致事件の記録が提示された。ISIL は少数宗派及び少数民族だけでなく、女性や子どもも標的にした。一部は身代金目的でテロリスト集団に拘束され、釈放された者もいたが、性的暴行及び拷問を受けた末に殺された者もいた(第 1 節 b を参照)。HRW 等の国際人権擁護団体は、ISIL は 2014 年 6 月に、モースルからトルクメン人、シャバク人及びヤジーディー教徒合わせて 200 人を拉致したと述べ、その詳細を説明した。国連

事務総長の報告によれば、UNAMI が複数の報告を確認したところ、ISIL が 2014 年に拉致した女性及び子どもの数は 2,500 にも上るということである。

ヤジーディー教徒集団によれば、2014 年 8 月に、ニーナワー県シンジャル地区からヤジーディー教徒の女性及び女兒数百人以上が ISIL に誘拐され、一部は性の奴隷に利用された(第 6 節、その他の社会的暴力を参照)。一部のヤジーディー教徒筋の主張によれば、ISIL に拉致された女性及び子どもは 4,000 人に上る可能性があるが、この地域における治安の欠如により、人数の独立した評価は不可能であった。

身体的虐待、処罰及び拷問：国際人権擁護団体の主張によれば、政府軍及びシーア派過激派組織は、特にスンニ派の収監者及び被拘禁者を虐待した(第 1 節 a を参照)。

複数の国際人権擁護組織によれば、ISIL は残忍な方法を使って治安部隊や政府の関係者及びヤジーディー教徒等の敵とみなす個人を虐待し、処罰し、拷問したということである。人権省及び国連は、ISIL 及びその系列集団が行った強姦及び性的暴行事案を複数報告した。ある事案では、モースルで ISIL 過激派組織に性的暴行を受けた少女 4 人が自殺を図った。

児童兵：ISF が治安業務に就かせるために子どもを徴兵又は徴募した報告はなかった。UNAMI によれば、過激派組織及び ISIL は、情報提供者、検問所要員及び自爆要員の役割を果たす子どもを何にも徴用した。徴用は紛争が絶えない地域及びバグダッドで発生した。国連職員等の目撃者は、子ども達が制服を着て、武器を運び、検問所で見張りをしているのを目にした。UNAMI の報告によれば、モースル市、ファルージャ市、ラマディー市、ティクリート市、サーマッラー市(Samarra)及びバグダッド市では特に、13 歳から 18 歳の子どもが自発的に ISIL 及び過激派組織に加入することもあった。一部の報告によれば、13 歳から 18 歳の少年が身元不詳の武装集団に拉致されたということだが、この報告を検証するのは困難であった。www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/にて国務省の毎年的人身売買に関する報告書も参照のこと。

紛争関連のその他の虐待：国内各地、バグダッド及び IKR はもとより、アンバール県、ニーナワー県、サラフッディーン県及びディヤラー県の紛争地帯では特に、数十万人の命が相次いで奪われた。戦闘及び政府、過激派組織及び ISIL が設置した障害物によって道路、橋及び重要なインフラが損傷し、これによって困窮したコミュニティへの人道的支援物資の流通が妨げられた。

ISF と ISIL 間の戦闘によって、病院や水及びエネルギーインフラ等の民間施設が損傷した。例えば、ISF は 2014 年 6 月から 7 月にかけて、ISIL を追放するために、ファルージャ市内の複数地域で何度も爆撃を行った。この結果、ファルージャ市立病院(Fallujah Hospital)が損壊した。国際支援組織の報告でも確認されたように、2014 年 6 月 13 日にティクリートで発生した爆撃によって、主要病院及び NGO の国境なき医師団の診療所が損壊した。ICRC の報告によれば、紛争地域の病院は人数が減った状況で営業しているか完全に機能しなくなっていた。

複数の報告によれば、ISIL は、道路、礼拝所及び病院等の民間インフラを当たり前のように標的にし、破壊した。国内外の報道によれば、ISIL 軍は 2014 年 7 月 29 日に、複数の簡易爆発物を使って、サーマッラー市付近のチグリス川にかかる戦略上の橋を破壊した。この橋は、モースル市及びティクリート市とバグダッドを結ぶ幹線道路沿いに位置する。ISIL はまた、サラーフディーン県アメルリのシーア派トルクメン人が多数派を占めるコミュニティを、1 ヶ月以上にわたって包囲し、人道支援物資の調達を阻止した。これによって、15,000 人のトルクメン人コミュニティで食糧、水及び燃料が不足する結果になった。

ISIL は、宗教コミュニティ及び少数派コミュニティ及びその文化遺産及び宗教遺産を 組織的に攻撃して、支配地域の少数民族及び少数宗派を抑圧した。ISIL は、モスク、教会及び寺院等の宗教及び文化施設を繰り返し破壊した。ISIL は 2014 年 7 月 23 日から 8 月 3 日にかけて、シンジャルのシーア派寺院 Sayida Zainab と Saiyed Zakariya、シャッフア地区(al-Shafa)のスニ派寺院 Imam Yahya Abu al-Qasim 及び、預言者ヨナの墓とモスクを破壊した。ISIL は 2014 年 7 月 27 日に、モースル市内にある数世紀前のスーフィーの導師 2 人の墓を破壊した。ISIL は 8 月 28 日から 31 日にかけて、ニーナワール県ハムダニヤ(Hamdaniya)で、カカーイ教徒の古い寺院を 4 箇所爆破した。カカーイ教徒は神秘主義に起源を遡るクルド人少数宗派である。

人権省の主張によれば、ISIL はファルージャ市等での ISF との戦闘時に、女性及び子どもを含む民間人を戦闘員の盾に使った。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法は、社会秩序及び道徳を侵害しない自由な表現の権利又は、バアス党又は暴力的手段による国内

の境界変更の非合法化を明示的に支持する権利を広く定めている。個人及び報道機関によるこの権利の行使を制限する主な手段は、政府、政党、民族及び宗教集団の民兵、テロリスト及び過激派集団又は犯罪集団による報復の確かな恐怖心に由来する自己検閲であった。

言論の自由：表現の自由は憲法で保護されているが、1968年の出版法は、首相が将来的に認めれば、国会、政府又は公的機関を公然と侮辱した罪で有罪宣告された個人に対し、罰金あるいは7年以下の禁固刑を科すことができるとしている。個人は政府を公私にわたって公式又は非公式に非難できるが、報復の恐怖が伴う。

報道の自由：報道機関は活発で、政党の方針をほぼ反映する様々な見解を表明したが、社会的秩序の混乱を禁じる政府の制限を遵守するために、ある程度の自己検閲を実践した。政党は、数百に及ぶ活字メディアの日刊及び月刊出版物及び多数のラジオ局やテレビ局の多くに対し、強い影響を与えたり、直接規制したりした。例えば、2014年4月のイラク国民議会選挙の前に、国内の報道環境を監視する組織であるイラク報道の自由擁護協会(Press Freedom Advocacy Association in Iraq)が公表したところによれば、複数の政治家が投票前の報道を自分に有利にする意図で、一部の衛星チャンネルの株式を大量に購入し、報道機関を設立したということである。

国内外の組織の報告によれば、ジャーナリストの逮捕や嫌がらせ及び、治安の悪さ、汚職及び政府の無能さ等の政治的に微妙な話題を取り上げる報道機関の閉鎖が複数発生した。NGO、報道の自由監視団(Journalistic Freedoms Observatory)(JFO)の--入手可能な直近の--2013年の報告書では、逮捕事案103件、暴行事案63件及び武装集団による暴行4件を含む、ジャーナリストに対する人権侵害事案328件が報告された。治安状況の悪化により、ジャーナリストに対する嫌がらせ行為が増加した。報道活動に対する政府の監視は厳重になり、これによって報道機関の閉鎖、報道規制及びインターネットサービスの妨害が発生することもあった。例えば、2014年7月14日には、名目上は独立した機関だが、実際は政府が運営する報道規制組織、通信・メディア委員会(Communications and Media Commission)から、「宗派間武力抗争を扇動する」又はISILと癒着するテロリスト集団を支持する報道機関を閉鎖する意向が報道記者に伝えられた。

報道の自由を支持する報道機関及び国内組織の報告によれば、事務所の強制捜査を受けたということである。例えば、裁判所は2014年4月に、アル・バグダディヤ放送(Al-Baghdadiya)に(当局が事務所を閉鎖した2010年以来の)国内での活動再開を許可したが、HRWの報告によれば、アル・バグダディヤ放送のテレビスタジオは2014年6月16日に、令状を携行しない私服のISF職員の強制捜査を受け、

機材を没収及び破壊された。アル・バグダディヤ放送の所有者は6月19日に、度重なる嫌がらせを理由に同局のイラク支局を永久に閉鎖する意向を発表した。国内メディアの報道によれば 支局は10月に再開した。

NGO、国境なき記者団及びイラクの報道の自由擁護教会によれば、2014年7月15日に、バグダッドを拠点とする KDP 系のアラビア語の日刊紙アル・ターヒ (*Al-Taakhi*) の本社が、身元不詳の武装集団に襲われた。Badirkhan Sandi 編集長の主張によれば、男達は警察車両で乗り込み、ISF の制服を着ていたということである。襲撃者はジャーナリストを脅迫して携帯電話、放送機材、コンピューター、ファイル及び車を没収した。内務省はこの襲撃の捜査を命令したが、2014 年末時点で、最新情報は入手できなかった。

政府は、名誉棄損を禁じ、1 ヶ月以下の禁固刑又は 50,000 ディナールから 250,000 ディナール (\$43 から\$214) の罰金を規定する法律の下に、複数のジャーナリストを訴追した。例えば、JF0 によれば、報道・出版裁判所 (Court of Media and Publications) は 2014 年 2 月に、元マリキ首相を誹謗中傷した名誉棄損罪で、アル・マダ紙 (*Al-Mada Baghdad*) のジャーナリスト、Sarmad al-Tai に逮捕令状を交付した。地元の人権擁護組織は、この逮捕は政治的動機に基づくものと非難したが、首相府はこの事案への関与を否定した。アル=アバーディ首相は 12 月 18 日に、ジャーナリストに対する全ての訴訟事案を取り消す行政命令を交付し、報道機関は国家再建及び民主政治の保護に重要な役割を果たしていると強く主張した。JF0 は、al-Tai の訴訟事案を正式に無効にしたこの行政命令を高く評価した。

連邦最高裁判所は 2012 年に、ジャーナリストの究極的権利を説明する最近の法律を支持したが、2014 年末時点で、全面的に施行されていなかった。この法律では、ジャーナリストに若干の法的保護を与えているが、「現行法に従って」の文言で保護の多くに制限を課しており、提供される保護の実際の範囲が曖昧である。この法律は、名誉棄損及び誹謗中傷を非合法化し、政府に対する公の侮辱に 7 年以下の禁固刑を科刑する他の制定法に対応したものではない。国内及び国際 NGO によれば、この法律は、政府派のジャーナリスト・シンジケート (Journalists' Syndicate) の権限を強化し、報道機関の独立性を縮減するものになっている。ジャーナリストの多くは、雇用契約書の写しをシンジケートに提示する法律の要件を、自身及びその家族の生活を脅かし得る機密的な個人情報の開示になり得ると考えている。連邦最高裁判所は 2012 年に、この法律の合憲性を支持したが、2014 年末時点で、全面的に施行されていなかった。

IKR 地域政府当局は、出版関連の犯罪を非合法化しない 2008 年法に反して、ジャーナリストを訴追し、

裁判で有罪にし、投獄した。シンジケート関係者によれば、この 2008 年法は、ジャーナリストを出版関連の犯罪で訴追する唯一の根拠であるが、公衆道徳違反罪及び他の犯罪について訴追することも許されている。公務員は、刑法及び民法の下に名誉棄損罪に訴えることがあり、報道機関及び編集者がたいていは腐敗を主張する記事の公表を理由に、罰金刑を科される結果になることもあった。国内 NGO のメトロセンター(Metro Center)の報告では、2014 年 1 月から 7 月までに発生したジャーナリストの侵害事案は 79 件であり、前年の同じ期間より増加した。メトロセンターの報告によれば、この侵害事案には、クルド人治安部隊による特定の記事の報道禁止、機材没収及びジャーナリストに対する脅迫及び殴打等があった。2014 年 3 月には、ゴラン(変革)運動系列の Kurdish News Network Television のテレビ報道記者 Shoxan Abubakir が、イラク・クルディスタン議会(Iraqi Kurdistan Parliament)の広報担当者から 4080 万ディナール(\$35,000)を受け取ったと同局に報道された民間人が提訴した訴訟に関連して警察に逮捕され、その後保釈された。

国境なき記者団によれば、KDP 軍は 2014 年 5 月 19 日に、IKR 内にあるトルコ系報道機関 DIHA の事務所を閉鎖し、一部の職員を拘禁した。伝えられるところによれば、月刊誌 *Rojava Welat* の事務所も閉鎖したということである。いずれの組織も、クルディスタン労働者党とつながりあった。

暴力と嫌がらせ：ジャーナリストは政府の治安部隊、汚職関係者、テロリスト、報道機関の独立を否定する宗教集団及び報道規制を希望する見知らぬ個人又は集団の標的になった。JF0 の報告によれば、これまでに 65 人のジャーナリストが誘拐犯に拉致され、その多くが殺された。ユネスコによれば、2014 年 1 月から 11 月末までに、少なくとも 6 人のジャーナリストがイラクで命を奪われた。

ISF と ISIL 間の紛争が激化したことにより、アンバール県では特に、ジャーナリストは危険に晒され、移動制限され、報道規制を強化された。2014 年後半を通じて、北部の ISIL の支配地域からの報道はさらに厳しくなった。政府、過激派組織及び ISIL 軍が関わる武力衝突を報道するジャーナリストは、安全上の脅威に直面した。例えば、AFP 及び報道の自由擁護集団の報告によれば、アンバール県ハリディヤ(Khalidiya)市内を巡回中の警察を狙った 2014 年 1 月 20 日の爆破攻撃で、アル・ファルージャテレビ(Al-Fallujah Television)のフリージャーナリスト、Firas Mohammed Attiyah が死亡した。イラクジャーナリストシンジケートによれば、6 月 15 日にも、ディヤーラー県で ISF と ISIL 間の戦闘を報道していたアラフドテレビ(Alahd Television)のカメラオペレーター、ハリド・ハマダ(Khalid Hamada)が死亡する事件が起きた。ISIL はモースルでもインターネットアクセス及び通話を制限するようになった。

報道関係者の報告によれば、政治家、政府関係者、治安部門、部族民及び企業経営者等の個人及び組織から圧力を受けることが多かった。その説明によれば、政府又は支持者による暴力、脅迫、死の脅迫及び嫌がらせを受けた。例えば、2014 年 6 月 14 日に、マリキ首相は、偏った報道を行ったとして、アル・アラビア (Al-Arabiya) 及びアル・ハダス (Al-Hadath) のサウジ系テレビ局 2 局の事務所を閉鎖すると公然と脅迫した。国境なき記者団によれば、この 2 局は、マリキ首相の辞任を求める政治家の声明を報道したということで、アル・アラビアは ISIL が軍を攻撃する様子を実況中継した。

軍当局者は安全の配慮を引き合いに出して、特に戦闘地域へのジャーナリストの立入り規制を行った。例えば、治安部隊は 2014 年 6 月 15 日にバグダッドで、ジャーナリストがこの地域の報道許可をバグダッド作戦司令部 (Baghdad Operations Command) から得ているにもかかわらず、アル・シャルキヤ (Al- Sharqiya) の報道記者 Minas Al-Souhil とそのカメラオペレーターを逮捕した。この事案の最新情報は入手できなかった。国防省は 2013 年 3 月に、同省及びアンバール県作戦司令センターの事前承認なしに、外国人ジャーナリストがアンバール県に立ち入ることを禁止した。

IKR 全域で、報道関係者に対する発砲、殴打、拘禁及び死の脅迫が多数発生した。攻撃者が軍服又は警察官の制服を着ていた事案もあった。攻撃は、独立した反体制派メディアを標的とするものが多く、主に、民間メディアの Nalia Radio and Television、*Hawlati* 紙及び *Awene* 紙、Payama Television 及び、クルディスタン地域政府の一部である長期与党の KDP 及び PUK の支配下ではなく、クルド人イスラム教徒集団系のゴラン運動に帰属する Kurdish News が標的にされている。Nalia Radio and Television は 2014 年 8 月 17 日に、PUK 上層部に批判的な報道を行った報復として局を攻撃すると PUK 党员から脅迫されたと述べた。8 月 18 日には、2013 年 12 月にスレイマニヤ県で発生したジャーナリスト Kawa Garmiani の殺人事件の被疑者 3 人のうち 2 人に対する審理が始まった。3 人目の被疑者である PUK 党员 Politburo member Mahmood Sangawi は裁判所からの出廷召喚を相次いで無視した。Sangawi は 2012 年に、ソーシャルメディアで広く配信された映像の中で、Garmiani を殺すと脅迫した。

検閲又は内容の制限：公衆の健全性又は品位を侵害する著作物、図画、写真又は映像の制作、輸入、出版又は所有は法律で禁じられており、罰則は罰金及び禁固刑である。検閲プロセスは自己検閲にほぼ依存している。出版社はその所有者の見解を反映し、著者は「許容可能な」表現の制限に納得した。政党に不快な事実又は見解の公表に対する暴力的報復の恐怖も、自由な表現を妨げた。伝えられるところによれば、内容にも役人の影響力が及んでおり、特に、政府派のジャーナリスト・シンジケートの記者は、肯定的な報道の見返りとして、金銭、土地、現場への立入り権及び他の利益を与えられた。

通信・メディア委員会は2014年6月18日に、反政府勢力及びISILとの戦闘に関する報道規制に向けた必須指針を公布した。2014年7月3日のHRWの報告によれば、この指針では、否定的に解釈され得る治安部隊の報道を禁止し、「治安部隊員の英雄的行為に対する賞賛」等の、政府軍の治安上の成果を集中的に報道することを報道機関に勧告した。この指令では、武装集団が公表したメッセージを報道機関が報じることを禁止し、司法当局の指名手配者との面会又は取材も禁止している。国内の人権擁護組織及びHRWによれば、通信・メディア委員会は、遵守しない場合は、放送ライセンスを取り消すと脅迫した。

上記の制限は、外国で活動するイラクの民間テレビ局にも及んだ。複数の報道によれば、エジプト当局は、2014年6月10日のISILによるモースル占拠後、政府に批判的な報道を理由に、アル・ラフィーダニ(Al-Rafidayn)及びアル・バグダーディヤ(Al-Baghdadiya)の事務所を閉鎖した。通信・メディア委員会は、「宗派間暴力を煽り、国民の平和を脅かしている」と両局を非難する声明を出した。

国内で出版される書籍及び洋書は全て、文化省の承認を受けなければならないため、検閲を受けた。同省によれば、厳しく吟味するのは、宗派間抗争を促す著作物を抑圧するためであった。

名誉棄損法／国家安全保障：報道記者が公務員を誹謗中傷する記事を公表することは法律で禁じられている。報道関係者の多くが、この規定は訴追に対する強い恐怖を与えることで、自由に表現できないようにしていると不平を述べたが、自己検閲の普及もジャーナリストがその本分を全うできない原因の1つであった。

名誉棄損は、クルディスタン地域政府法に基づく刑事犯罪であり、判事はこれに基づいてジャーナリストに逮捕状を交付することができる。警察は通常、保釈金を支払うまで、訴訟という名目でジャーナリストを勾留した。

非政府組織への影響：犯罪集団及びテロリスト集団は、報道関係者を狙った脅迫及び攻撃及び、その家族への威嚇等を通じて、表現の自由を阻害しようとした。ISILに批判的な報道を理由とするジャーナリストに対する嫌がらせ行為、身代金目当ての誘拐又は意図的攻撃での殺害が複数発生した。NGO、ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)は、ISILを「報道に対する最も危険な武力の1つ」と呼んだ。ISILは、支配地域の報道機関も支配しようとした。例えば、複数の報道によれば、ISILはモースルの複数の報道機関の活動を支配し、内容の検閲を行った。

インターネットの自由

政府派インターネットアクセスを公然と制限したが、信頼できる複数の報告によれば、政府が適切な法的権限なしに、電子メールやインターネットのチャットルームを監視したという事実認定はなかった。

治安状況の悪化及び ISIL がソーシャルメディアプラットフォームを利用して宗派間の緊張を高め、武力抗争を扇動し、脅迫文を交付していることを理由に、政府は国内の一部の地域でインターネットアクセスを妨害した。国境なき記者団の主張によれば、国内の複数の電気通信会社は 6 月 13 日に、通信省の要請に応じて、キルクーク県、モースル市及び他の複数地域のインターネットサービスを停止した。国営企業の通信・郵便会社 (Telecommunications and Post Company) 及び民間のインターネットサービスプロバイダも、フェイスブック、ツイッター、スカイプ及び YouTube 等の一部のソーシャルメディアプラットフォームのアクセスを阻止した。伝えられるところによれば、通信法は 2014 年 6 月 30 日にこの禁止令を解除したということだが、HRW の主張によれば、ティクリート及びモースルの住民はそれ以降も、インターネットにアクセスできない状態であった。通信・メディア委員会は 6 月 19 日に、ISIL が治安上の脅威を与えたことを理由に、ソーシャルメディアサイトを封鎖する当局の決定を公表した。

ISIL は巧みな操作で通信及びインターネットも遮断した。例えば、2014 年 7 月 4 日に、ISIL の自称指導者アブー・バクル・アブ=バグダーディーがラマダンの金曜礼拝を行うためにモースルに姿を現した際に、ISIL は、同市内のインターネット及び携帯電話サービスを制限した。モースルの住民が 11 月の終わりに Associated Press に話したところによれば、ISIL は市内の携帯電話ネットワークを全て遮断した。ISIL はモースルを拠点とする無線網を使って、11 月 26 日に携帯電話ネットワークを遮断する決定を発表した。一部の住民は、他のネットワークで運用されているインターネットにアクセスできた。

政界の有力者及び政治活動家は制限を受けながらも、インターネットを利用して、腐敗した無能な政治家を批判しては抗議デモを動員し、ソーシャルメディアチャンネルを通じて候補者の選挙活動を行った。2013 年に、名誉棄損又は国家統合の妨害に対する終身刑等の厳罰軽減及び処罰に値する犯罪の明確化に向けた改正に向けて国民会議が首相の諮問委員会に送り返したサイバー犯罪法の可決が、複数の活動家によって阻止されたのはその一例である。

世界銀行によれば、2014 年を通じた、全人口に占めるインターネット使用者は、2013 年の 7.1 パーセントに対し、およそ 9.2 パーセントであった。他の監視団の推計によれば、インターネット普及率はおよそ 10 パーセントで、2010 年から大幅に上昇した。ソーシャルメディア及び携帯電話の利用は、特に若年層に普及していた。

学問の自由及び文化的イベント

学問及び文化的問題の選択は、社会的、宗教的及び政治的圧力によって著しく制限された。宗教集団はそれぞれ、普通教育の実施及び教職の認定を支配しようとしたということである。イラクの大学では、性別分離政策を行っていなかった。ユネスコの 2014 年 8 月 7 日の声明によれば、ISIL はその支配地域において、初等教育より上の女子教育を制限した。

紛争地域及び ISIL の支配領土では、学問の自由は制限が強化された。例えば、2014 年 8 月 7 日のユネスコ・イラク代表の声明によれば、モースル市、ティクリート市、アンバール県及びディヤラー県の大学では学問の自由が侵害されている。国連によれば、複数の大学が、法律、技術、自然科学、教育及び美術学科の教育課程を、ISIL のイデオロギーに適合するように変更した。国内の報道によれば、ISIL は、イスラム法の違反を理由にモースル大学 (University of Mosul) の法学部、政治科学部及び美術学部を閉鎖し、教職員及び学生の両方に性別を厳重に分離するよう命令した。

ISIL は、教育機関も武力攻撃の標的にし、学生及び教職員を拉致した。例えば、2014 年 6 月 7 日に、ISIL 軍はアンバール大学 (University of Anbar) を襲撃し、学生 1,000 を人質に取った。複数の報道によれば、学生は数時間後にイラク軍によって解放された。

宗教過激派組織及び武装集団は、芸術家、詩人、作家及び音楽家を標的にする方法で文化的表現を制限した。例えば、国内報道機関の報道によれば、ISIL はモースルの各店舗に、映画又は音楽 CD の販売を禁止し、企業には、コーランの一節又は宗教的プログラムを取り入れた CD のみを仕入れるよう指示した。

ISIL は 2014 年 6 月 10 日にモースルを攻撃したのに続き、国内各地のスニ派及びシーア派の寺院、キリスト教の男子修道院や教会及び他の文化的又は宗教的に重要な場所を複数破壊した (第 1 節 g を参照)。

クルディスタン地域の現地 NGO によれば、政府の複数の措置によって、学生が高等教育を受ける機会は能力ベースになってきたが、上級教職員は依然として長期与党 KDP 及び PUK とつながりがある者が就職しやすい状態であった。

b. 平和的集会及び結社の自由

憲法が定める集会及び平和的抗議デモの自由は、「法律で規制されている」。抗議運動の主催者は規則により、抗議デモの 7 日前までに許可を取得し且つ、申請者、抗議運動及び参加者について詳細な情報を提出しなければならない。「派閥主義、人種差別又は国民の分離」に関わる「スローガン、標識、印刷物又は描画」は全て、規則で禁じられている。憲法又は法律を侵害するようなもの、暴力、敵対感情又は殺人を奨励するようなもの又はイスラム教、「名誉、道徳、宗教、信仰集団又はイラク人の本質全般を侮辱するようなもの」も規則で禁じられている。県議会はこれまで、許可の交付権限を維持してきた。当局は規則に従って概ね許可を交付した。許可なしに行われた平和的抗議運動はほとんどなかった。

抗議運動家は複数の大都市で、公共サービスの改善及び汚職撲滅を求める示威運動を行った。例えば、報道によれば、2014 年 3 月 8 日に 7 つの県で、議員及び政府高官に対する、特に年金関連の特権に抗議する抗議デモが行われた。5 月 31 日にはカーディーシーヤー(Qadisiyah)県で、不十分な公共サービス及び生活条件の悪化を訴える住民の抗議デモが発生した。9 月 2 日には、キャンプ・スペイサーで捕われ殺害された兵士及び士官候補生およそ 1,700 人の家族が、イラク国民議会の建物内等で抗議デモを行い、2014 年 6 月の ISIL 軍によるキャンプ襲撃の捜査を要求した。

抗議運動の大半は平和的であり、政府は適度の治安維持を行った。慎重を期する時期に無許可で決行された抗議運動を、政府が治安上の理由から解散させた報告はほとんどなかった。政府が抗議デモを抑圧し、主催者を逮捕し、抗議運動の参加者に過度の武力を行使し、抗議デモの現場に行こうとする参加者に嫌がらせを行う事案が目立った 2013 年と異なり、抗議運動は概ね許可され、平和的であった。2013 年にハウィジャで行われた抗議デモで殺されたデモ参加者 44 人に対する新しい捜査状況は入手できなかった。

IKR では、少数ながら、抗議運動中に政府が暴力行為又は干渉を行った報告があった。例えば、イラク・クルディスタン議会の人権委員長の報告によれば、警察は 2014 年 7 月にマフムール(Makhmour)で、

デモ抗議者を警棒で殴打し、市のサービス向上を要求した抗議者を拘禁した。8月3日から、ISILによってシンジャル山脈(Mount Sinjar)から IKR に強制避難させられたヤジード教徒が人道的支援の強化を要求する抗議デモを行った。一部のヤジード教徒活動家の主張によれば、クルド人治安部隊は武力を行使してこの抗議デモをいくつか中止させたということだが、裏付けはない。

結社の自由

結社及び政党を結成しそれに加盟する権利は憲法の定めるところであり、バアス党又はユダヤ主義者の原理を支持する集団に対する法的禁止を除き、政府はこの権利を概ね尊重した。

スンニ派イスラム教徒の多数の主張によれば、国内で多数派を占めるシーア派は、相次いで報復キャンペーンを行い、フセイン政権下で行われたシーア派に対するバアス党の人権侵害とスンニ派を関連付けた。相次ぐ非バアス化キャンペーンによる公務就労での差別等を訴える苦情もあった。政府側は、旧政権支持者を標的とする非バアス化プロセスを意図したものだと言ったが、一部のスンニ派及び NGO によれば、政府が説明責任と正義の法 (Accountability and Justice Law) (非バアス化法) をわざわざ施行したのは、多数のスンニ派から公職就労権を奪うためだということである。

NGO の登録プロセスでは官僚手続きの遅れが相次いだ。プロセスの遅延は、NGO の発展及び法的保護を阻害した。NGO の登録及び活動を円滑にし、厄介で恣意的な政府の措置から保護することを意図した 2010 年法はほとんど役に立たなかった。閣僚評議会の NGO 局 (NGO Directorate) は 2014 年 1 月から 9 月までに 217 の NGO に登録証明書を発行した。2013 年暦年は 578 件であった。NGO 局によれば、2011 年 1 月から 2014 年 9 月までに国内でライセンスを受けた NGO は 2,000 に上る。

ユダヤ主義者の原理を推進する個人がユダヤ主義者組織に加盟し、物心両面の援助によりかかる組織を支援する行為又は、ユダヤ主義者の目標実現に向けて活動する行為は、法律で死刑に値すると定められている。サダム・フセイン政権崩壊後にこの法律が適用されたことはない。

c. 信教の自由

www.state.gov/religiousfreedomreport/にて国務省の国際的宗教の自由に関する報告書を参照のこと。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

国内移動及び海外渡航の自由は憲法の定めるところであり、政府はこの権利を概ね尊重した。クルディスタン地域政府当局は、800,000 人を超える国内避難民(IDP)に、IKR での居住許可を与えたが、一部の個人、特にスンニ派アラブ人は同地域への移住許可をもらえないことがあった。

政府は、IDP、難民、帰還難民、庇護希望者、無国籍者及び他の憂慮すべき個人の保護及び支援について、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国際移民機関 (International Organization for Migration) (IOM) 及び他の人道支援組織に概ね協力的であった。2014 年末時点で、政府は上記の個人を支援するための有効なシステムを確立していなかった。2014 年における治安状況の悪化及び ISF と ISIL 間の武力衝突は、民間人の大規模な移動という結果を引き起こし、これによって政府の連携及び救援活動も複雑になった。国連の推計によれば、これまでの混乱で発生した IDP およそ 100 万人に加え、2014 年 1 月から 11 月にかけて、紛争による強制避難者がさらに 200 万人以上発生した。IDP コミュニティへの人道的アクセスは、戦闘地域における治安上の不安、道路の崩壊及び一部の地域に政府が設けた制限によって制限された。

国内移動：治安部隊が令状に従って国内移動を制限すること、夜間外出禁止令を発すること、特定地域で交通封鎖及び捜査を行うこと及び、治安上の脅威及び攻撃に応じて他の必要な治安及び軍事措置を講じることは、法律で認められている。複数の報告によれば、陸空海三軍及びイラク陸軍等の紛争地域の治安部隊は、複数の規則を執行して、支配下地域への立入りに居住許可証を義務付けた。クルディスタン地域政府は、必要な治安手続きと主張するものを課して、その管理下にある地域間の移動を制限した。IKR の非居住者は、IKR 内での滞在を許可する許可証の取得を義務付けられた。この許可証は概ね更新可能であった。IKR 出身者でないイラク人で、クルディスタン地域政府の支配下地域への移住を希望する者は、同地域の居住者の資金援助を義務付けられた。南部からこの地域に移住するイラク人は(クルド人を含め民族に関係なく)、検問所に立ち寄り、本人及び車両の検査を受けなければならなかった。

IKR で難民の地位を希望する IDP の増大及び、クルディスタン地域政府の支配領土に侵入する ISIL 軍に対する治安上の懸念を理由に、クルディスタン地域政府当局は、制限の適用を場所に応じて変更した。国連及び複数の国際人道組織の主張によれば、IDP の実際の移住は、検問所の場所及び IDP の基礎情報によって厳しさにばらつきがあった。複数の報道によれば、IKR 内の検問所は閉鎖されることがあり、IDP は同地域への移住を長期間待たなければならなかった。検問所職員は、治安上の脅威とみなす個人の同地域への移住を阻止した。IKR 当局者は少数派 IDP の IKR への入域を概ね許可したが、

治安部隊の検査は長期間に及ぶこともあり、男性、特に、家族を同伴しないアラブ人男性は、他の男性よりも入域が難しかった。

武力抗争の激化により、中央政府の治安部隊は国内の多数の地域で検問所の数を増やし、仮設道路封鎖物を設置した(第1節 g を参照)。例えば、UNAMI の報告によれば、政府及びシーア派過激派組織は 2014 年 6 月 15 日から、カラダ(Karrada)、ハリヤ(Hurriya)及びバグダッド中心部を含むバグダッド県内の複数の地区に違法な検問所を設立した。当局は、移動を制限するために複数都市で夜間外出禁止令も実施した。

ISIL は、西部及び北部で特に、移動の自由を制限した(第1節 g を参照)。例えば、ISIL 軍は 2 ヶ月以上にわたってアメルリ市を包囲し、ほぼ全市民の出入りを禁止した。ISIL は 2014 年 8 月初めには、シンジャル山脈を包囲し、数万人ものヤジーディー教徒がこの地域から避難所に向かえないようにした。ISIL はその支配地域で、女性の移動の自由を厳しく制限した。伝えられるところによれば、宗教集団の巡回では、女性が適切な服装をしていること及び外出先で男性血縁者又は後継人を同伴していることを確認する検査を行った。

海外渡航：政府は、出国者に出国許可証を義務付けたが、この要件はあまり実施されなかった。

国外追放：自然人である場合及び市民権の当初の取得が重大な文書変造に基づくことが司法決定で立証される場合に限定した強制国外追放は憲法で認められている。強制国外追放の事案は報告されなかった。

国内避難民 (IDPs)

2014 年を通じて、主に北部、中部及び西部地域では、情勢不安及び武力紛争により 200 万人を超える人々が避難を余儀なくされた。中央政府、IKR 及び国際組織は IDP の保護及び支援を行った。国内避難民の大多数は出身地区以外の地域に避難した。国連の推計によれば、IKR は全国で 210 万人に上る IDP のうち 900,000 人以上を受け入れた。北部及び西部全域における宗派間武力抗争及び ISIL の進攻によって、シーア派、スンニ派、キリスト教徒、ヤジーディー教徒、トルクメン人及びシバマンダ家族等の民族及び宗教コミュニティの住民が避難を余儀なくされた。避難民の多くは二次及び三次避難を余儀なくされた。前回の避難から数週間又は数ヶ月以内に発生することもあった。IDP の多くは賃貸住宅で暮らすか、受入れ家族と同居するか集団施設で暮らしたが、中には、学校、教会及びモスク

等の公有地又は公共施設内で暮らす者もいた。国連によれば、適切な避難所を緊急に必要としている IDP は、2014 年 11 月 7 日現在で 516,000 人であった。クルディスタン地域政府は国連と協力して、IKR 内 21 箇所にキャンプを新設し、226,000 人を超える人々を収容できるようにした。このニーズの一部に対応するために、既設インフラが拡大された。政府及び国連は屋外、学校及び未完成の建物内で暮らす避難民の保護を優先した。IDP は苛酷な生活条件に直面しており、電気・水道・ガス、適切な衛生設備、教育及び雇用機会をほとんど与えられていない。避難民家族は、複数回の避難を余儀なくされることが多かった。

政府は 2014 年 1 月に発生した大量の避難民に加え、2006 年から 2008 年の宗派間紛争に起因するおよそ 950,000 人の IDP を登録した。

少数民族及び少数宗派は依然として、強制避難の対象になりやすかった。ISIL の兵士は北部でこのコミュニティの多くを強制退去させた(第 1 節 g を参照)。2014 年 8 月初めに起こった ISIL の IKR への進軍でも、少数宗派、特に、ヤジーディー教徒が避難を余儀なくされ、シンジャルからドホーク県、IKR 及びシリア経由でトルコ又はシンジャル山岳地域に逃れた。

治安状況の改善及び武力抗争に起因する避難民の差し迫った人道的ニーズへの取組みに政府の主眼が置かれたことで、安全且つ自主的な帰還又は地元民への統合の推進に向けた政府の努力はさらに緊迫化した。憲法も強制避難に関する国内政策も IDP の権利に対応しているが、これを具体的に規定する法律はほとんどない。移住・強制避難省の包括的戦略では、地元民への統合を IDP の合法的選択肢とみなしている。政府は IDP を地元民に統合させようと努力する一方で、出身地域への帰還も家族に奨励した。

政府は支援の焦点を、初期補助金の一括支給に当てた。国全域における IDP の大規模な移動に直面し、政府は IKR の IDP を含め、IDP に食糧、水及び財政援助を提供した。アンバール県における紛争の激化を受けて、政府は避難民家族の支援に 100 億ディナール(850 万米ドル)を投じた。政府は 2014 年 6 月及び 8 月の 2 度にわたって、それぞれ 5000 億ディナール(4 億 3,000 万米ドル)の追加補助金を投じたと発表した。これには、各避難民家族に対する 100 万ディナール(855 米ドル)の現金支給が含まれる。閣僚評議会は 2014 年 9 月 8 日に、強制避難で受け取れなかった食糧配給に相当する現金を避難民家族に支給する政府の意向を発表した。2014 年末時点で、この補償が開始されたかどうか又は一括払いか月次払いのどちらになるかは確認できなかった。クルディスタン地域内閣は 2014 年 8 月に、IDP に対する 290 億ディナール(2500 万米ドル)の資金援助を公表した。報道によれば、8 月現在でこの財

政援助は 30,000 世帯に行き渡ったということである。 移民・強制避難省は、IDP と国内外の人道支援組織との接触を概ね許可し、IDP に関する情報を収集し、人道支援物資という形態で保護及び支援を行った。

国連機関及び国際 NGO は 2014 年 8 月に、強制避難民に対する差し迫った救命援助の活動として、IKR に向けた貨物機の大量輸送を開始した。主に食糧、水、テント、マットレス、毛布及び他の家庭用品が積載された。人道支援物資は IKR 内の避難民には届けられたが、ISIL の支配地域、特にニーナワール県及びアンバール県内の他の避難民への支援アクセスは依然として制約された。人道支援職員はこの地域での支援活動を相次いで試みたが、治安及び移動の制約により、提供された支援は不十分且つ散発的であった。

公共配給制度を通じて割り当てられる食糧配給等のサービスを IDP が利用できる機会は、その居住場所によって、国内のカロリー消費量の 30 パーセントから貧困層の消費カロリーの 50 パーセント超までばらつきが見られた。現在の居住場所で IDP として登録されていない IDP は、学校教育及び公共配給制度の食糧配給等のサービスもほとんど受けられなかった。IDP が現地のサービスを受けられるかどうかはたいてい、現地当局が決定した。UNHCR は法的扶助の提供という形で、IDP がサービス及び利用資格の機会向上に向けて書類を取得し、当局に登録するのを支援した。IOM の報告によれば、必要な書類が足りないこと及び行政手続きの遅滞によって、登録に支障が生じた IDP もいた。

国連は 2014 年 8 月 14 日に、状況の規模及び複雑性を理由に、人道的危機をレベル三(L3)、緊急度が最も高いに指定した。この危機的状況が生み出した相次ぐニーズによって、L3 の指定は 11 月 14 日から 2015 年 5 月まで延長されることになった。受入れコミュニティ、特に IKR は、増え続ける IDP に公共サービスを提供する能力の限界に直面した。

国連人道問題調整事務所によれば、2014 年 11 月現在の IKR 内の IDP はおよそ 900,000 人で、クルディスタン地域政府が支配する紛争地域にも数万人の IDP がいる。

難民の保護

庇護の申請：庇護又は難民の地位の認定は法の定めるところであり、政府は難民の保護制度を確立したが、十分ではなく欠陥があった。UNHCR によれば、イラクでは現在、260,000 人を超える人々が難民の地位又は庇護を求めている。その大半はシリアから流入した庇護希望者で、イラン及びトルコの出

身者も少数いる。政府は 230 万人を超える国内の難民、IDP、庇護希望者及び無国籍者の保護及び支援について、UNHCR 及び他の人道支援組織に概ね協力的であった。シリア人難民 216,465 人のうちおよそ 208,000 人は、2014 年 8 月時点で、UNHCR に登録済み又は登録待ち状態のシリア国籍クルド人で、IKR に避難した。UNHCR の報告によれば、2014 年 1 月から 7 月にかけて、およそ 17,000 人の難民が IKR からシリアに帰還した。この帰還者の 3 分の 2 は、成人男性で、IKR に戻るつもりだった可能性がある。

早い時期にシリアに逃れたイラク人難民の多くは、シリアで相次ぐ紛争を理由に帰国した。この帰還民はたいいてい、国内の紛争により出身地域に戻ることができず、二次避難を余儀なくされた。2014 年 1 月現在のイラク人帰還者はおおよそ 60,000 人であった。2013 年 9 月までに移民・強制避難省 に届け出られた帰還者家族は 7,111 世帯(およそ 35,000 人)であった。同省はスマートカードを利用して、帰還者に 1 人当たり 400 万ディナール(\$3,420)の一括補助金を支給した。

UNHCR の報告によれば、2014 年 8 月時点で、シリア政府に登録されその支援を受けるイラク人難民は 28,300 人で、これはシリア政府が報告した推計値 149,292 人を大きく下回る。キム(al-Qaim)とラビア(Rabiah)の国境検問所の封鎖、相次ぐ治安事件及び、ほぼ全ての帰還者が通過するアンバールからバグダッドに至る幹線道路の安全の欠如によって、国境を越える移動枠は制限された。

2013 年前半を通じて、1,135 人の難民が主にシリア、イラン、ヨルダン及びエジプトから、自主帰還プログラムの下にイラクに帰還した。

強制送還：政府は UNHCR と協力して、難民の強制送還を阻止した。UNHCR は強制送還の危険に晒されている難民を難民キャンプに移動させたり、再定住を試みたりした。2014 年は 2013 年と異なり、強制送還事案の UNHCR の記録はなかったが、複数の国際 NGO の報告によれば、政府は、帰還時に拷問される信憑性のある危険に反して、イラン人庇護希望者の一部を強制送還したということである。

シリア人難民及び庇護希望者が通過するアンバール県のキム国境検問所は概ね閉鎖状態で、2014 年の大半は ISIL 軍の支配下にあった。キム付近の国境及び同市内で発生した爆撃及び空爆によって、ISIL 以外の車両及び民間人は移動できなかった。

UNHCR によれば、2013 年 8 月に当局がシリアと IKR 間の国境検問所を再開してから、難民の数は急速に増加した。国連の推計によれば、IKR に移住したシリア人難民は 2013 年 2 月から 2014 年 4 月にか

けて、2 倍以上になった。2014 年 7 月時点で、イラクに入国したシリア人難民の 96 パーセントが IKR に再定住した。IKR は 2014 年 4 月 10 日に、Fishkabour(ペシュカボール(Peshkhabour))国境を再封鎖して、シリアからこれ以上難民が流入しないようにしたが、6 月 10 日に、シリアに帰還するシリア人の国境通過を許可した。UNHCR の記録によれば、2014 年 11 月末現在の、国内のシリア人難民は合計 228,484 人であり、2013 年より若干減少した。

難民に対する虐待：複数の報告によれば、宗派団体、過激派組織、犯罪者及び一部の裏付けのない申立てでは、政府軍は、パレスチナ人、アワズ及びシリア国籍アラブ人等の難民に攻撃及び拷問を行った。イラクの治安状況が悪化するにつれて、どの地域の難民もこれまで以上の危険に晒されるようになった。

国内 NGO の報告によれば、シリア人難民は一たいてい、他の難民から一女性や子どもに対する暴力、児童婚、強制売春及びセクシャルハラスメント等の虐待を受けるのが普通であった。例えば、2014 年 1 月 8 日には、アルビール市付近で若いシリア人難民が男性 6 人に集団レイプされた。クルディスタン地域当局は翌日、この男性を逮捕した。

UNHCR は、アンバール県のキム難民キャンプがある ISIL 支配地域への立入りを禁じられ、他の難民の数又は人道的ニーズを確認することができなかった。キム近隣で発生した空爆及び爆撃により、キャンプの外部に定住した難民の多くは、この国境地域から離れた少しでも安全な場所に移動した。UN の推計によれば、2014 年 6 月 15 日時点で、シリアに帰還したキム住民はおよそ 6,775 人に上る。UNHCR の報告によれば、相次ぐ情勢不安により、アンバール県に居住するシリア人難民の数はおよそ半分に減少した。

イラク政府と国連が締結した 2011 年の覚書では、ディヤーラー県のキャンプ・アシュラフ の閉鎖及びイラン人反体制派、ムジャヒディン・ハルク (Mujahedin-e-Khalq) の構成員のキャンプ・ハリヤへの移送が規定された。国連の報告によれば、2014 年 12 月 31 日現在のキャンプ・ハリヤの数は 2,517 人であった。キャンプ・ハリヤから外国に移動した人数は合計 632 人で、個別の帰還者が 30 人、UNHCR の移住プログラムを利用した帰還者は 602 人であった。移住者の大半はアルバニアに移動した。

2013 年と異なり、イラン系過激派組織又は他の集団 によるキャンプ・ハリヤの攻撃は報告されなかった。2013 年 9 月にキャンプ・アシュラフから拉致されたムジャヒディン・ハルクの構成員 7 人の行方に関する情報は依然としてなかった。

組織から離脱したムジャヒディン・ハルクの元構成員が、保護に関する国連人権監視団の聞き取り調査及びそれとその他の個人的対話の中で証言したところによれば、元構成員は、UNHCR に協力しないよう幹部から相当な圧力を受けた。

雇用：難民及び庇護希望者は、法により、民間部門で就労する権利を有する。UNHCR がおよそ 12,000 人と推定するパレスチナ人難民は、不明確な法的地位に起因して公共部門では安定した職業に就けなかった。政府は、パレスチナ人に難民の地位を認定せず、市民権も与えなかった。IKR 当局は、シリア国籍クルド人難民に、6 ヶ月間の居住及び就労許可証を発行し、多数のシリア国籍クルド人が建設及びサービス業で職を得た。シリア国籍難民は、難民キャンプでもアルビール県でも居住及び就労許可証を取得及び更新することができた。

永続的な解決策：IKR 内のシリア、トルコ及びイラン国籍クルド人難民は概ね友好に統合された。イラン国籍クルド人にとって、域内統合は最前の選択肢であると思われる。クルディスタン地域政府は、シリア国籍クルド人難民およそ 40,000 人を、「非キャンプ難民」に分類した。非キャンプ難民の多くは、アルビール県内で就労するか IKR で暮らす血縁者がいる避難所を探した。シリア国籍クルド人及びイラク人 IDP の流入が急速に進んだことで、IKR 内の行政、インフラ及びサービスの提供は緊迫化した。

無国籍者

UNHCR の推計によれば、IKR に居住するシリア人難民の 5 パーセント—およそ 1,040 人—は無国籍者であった。パレスチナ人難民は主にバグダッドに居住するが、長い間無国籍居住者であった。UNHCR の推計によれば、国内にはこれ以外にも無国籍居住者が 110,000 人いるということである。難民の地位を持たない無国籍者の多くは、以前はイラク国民で、イラク国籍を再取得するプロセスに既に着手している。UNAMI の推計によれば、実際の数値は公式の推定値より少ない可能性があるということである。2003 年からこれまでにイラク国籍を取り戻した無国籍者は、25,000 人を超える。国籍法の下に再取得した者もいる。

移民・強制避難省の 2013 年の報告によれば、ファイリ・クルド(Faily Kurds)の 97 パーセントが市民権を再取得したが、コミュニティ上層部はこの声明に異論を示した。市民権を再取得していないファイリ・クルドの報告によれば、再取得が困難なのは、破損、損失又は最初の出国時に子どもであったこ

とによりイラク人の身分を証明する書類が不十分であるためだということである。直近データを入手可能な 2006 年時点で、バスラ県、ジーカール県及びカーディーシーヤー県近隣又は県内の砂漠地帯で遊牧民生活を送っているおよそ 54,500 人の 無国籍者は書類の不備で依然として無国籍者であった。無国籍者になる危険に晒されている他のコミュニティには、ロマニ族、バハーイ教徒コミュニティ、イラク南部の湿地帯の住民、モースル近隣に居住するトルコ系クルド人部族 民及び、イラクと外交関係がない独立した南スーダンの国籍者などがある。

無国籍者は雇用及び教育を受ける機会の面で差別を受けた。無国籍者、特にバハーイ教徒の多くは身分証明書の登録が許されず、これによって、公立学校への入学、婚姻届の提出及び一部の公共サービスの利用を阻まれた。無国籍者は、公務就労の機会を得るのも困難であり且つ、職務の確保も得られなかった。

第 3 節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

自由且つ公正な選挙を通じて且つ、選挙の実施における暴力及び他の不正行為に関係なく自らの政府を交代させる国民の権利は、憲法の定めるところであり、普通選挙権に基づく定期的な選挙を通じて、国民はこの権利を概ね行使し、広範囲の又は組織的不正行為はなかった。

選挙及び政治的な参加

2010 年に選出された前回の議会は、少数派に指定された 8 議席及び得票数の割合に従って当選リストに割り当てられる国民／補償議席 7 席を含む 325 議席で構成された。2013 年の選挙法では、このプロセスは違憲だとする 2013 年 11 月の連邦最高裁判所の裁決を受けて、国民／補償議席 7 席が廃止された。補償議席に代わって、アンバール県、バグダッド県、バスラ県、バービル県、ドホーク県、ジーカール県、ディヤーラー県、アルビール県、カルバラー県及びスレイマニヤ県にそれぞれ 1 議席が与えられた。少数派の議席数は変わらず、イラク国民議会選挙で争われる総議席数が 325 議席から 328 議席に増やされた。

最近の選挙：2014 年 4 月 30 日に、有権者は 2003 年以来となる第 3 回イラク国民議会選挙に参加した。イラク独立高等選挙委員会 (Independent High Electoral Commission) (IHEC) は、277 の政党及び 36 の多党連合の出馬を認めた。IHEC はそれが説明責任・正義委員会に提出した 9,453 人の候補者を審査した上で、女性候補 2,612 人を含む 9,040 人の候補者の出馬を承認した。IHEC の報告によれば、投票

率は 62 パーセントで、有権者 2200 万人のうちおよそ 1400 万人が投票に参加した。投票率は地域によってばらつきがあり、最も高かったのはクルディスタン地域の 77 パーセントであった。スンニ派が主流の県又はスンニ派とシーア派が混生する県は、これより低く平均 57 パーセントであった。HRW の報告によれば、スンニ派が主流のアンバール県等では武力抗争及び治安上の懸念が高まったため、投票率は 30 パーセントを下回った。投票は 18 県に設置された投票所 8,083 箇所で行われた。IHEC は、アンバール県の強制避難の規模を踏まえて、条件付きで IDP に投票を許可する決定を交付した。例えば IKR では、IHEC は特殊投票に向けた投票所を 97 箇所設置し、これによって、およそ 23,948 人の IDP が不在投票者として義務を果たした。

シーア派政党は 170 を超える議席を獲得した。マリキ前首相の法治国家連合 (State of Law coalition) は 93 議席、サドル派 (Sadrist) は 34 議席、市民連合 (Citizens' Coalition) は 31 議席を獲得した。スンニ派政党では、ムッタヒドゥーン (Mutahidoun) 陣営が 28 議席、ワタニーヤ (Wataniya) リストが 21 議席、アラビーヤ (Arabiya) リストが 10 議席を獲得した。クルド人政党は合計 62 議席を獲得した。内訳は KDP が 25 議席で PUK が 21 議席であった。

選挙活動は、暴力の脅迫及び過激な攻撃によって妨害された。選挙前には、ISIL 及び無名の集団が政治大会を襲撃し、IHEC の職員に嫌がらせ行為を働く事件が発生した。例えば、2014 年 4 月 25 日には、爆弾を搭載した複数の車両がバグダッドで行われた選挙大会で爆発し、民間人 30 人以上が死亡した他、80 人以上が負傷した。報道によれば、サラフッディーン県では、身元不詳の武装集団から辞任しなければ殺すという脅迫を受けて、IHEC の職員が辞職した。人数は分かっていない。

治安当局は、検問所及び保護部隊を追加設置して、投票所の警備に当たったが、国内各地の投票所で迫撃砲及び他の攻撃が複数発生し、一部の有権者は投票ができず、IHEC 委員 2 人を含む 22 人以上の犠牲者が出た。国内メディアの報道によれば、投票日には治安事件が複数件発生し、アンバール県、バグダッド県、ディヤーラー県、キルクーク県、ニーナワー県、サラフッディーン県が標的になった。例えば、ティクリート市では中心部の投票所で自爆攻撃が発生し、4 人が死亡、18 人が負傷した。ラマディー西部では、投票所付近で複数の簡易爆発物が爆発し、治安部隊員 2 人が死亡した。アル・ディブス地区 (Al-Dibs District) の投票所付近で発生した爆発では、女性 2 人が死亡した。ISIL は、バグダッドの選挙集会での爆発及び、2014 年 4 月 28 日に政府軍及び他の治安職員が事前投票で投票した時に複数の投票所で発生した攻撃 8 件について、犯行声明を出した。投票所に使用されていた学校も無名の集団によって標的された。

この選挙は、UNAMI、EU、アラブ連盟及び国民評議会の独立人権高等委員会等の国内外の監視団によって監視された。治安上の懸念に反して、IHEC 及び EU の選挙監視チームは、今回の選挙を信頼できるもので、広範囲又は組織的不正行為がなかったと宣言した。職権濫用又は選挙法違反はほとんど報告されなかった。例えば、国内報道機関によれば、IHEC は、国内 300 箇所の投票所の投票結果を、違反を理由に無効にし、1,000 人を超える選挙職員を解雇した。調査を受けた職員は IHEC を解雇されたということだが、調査に関する詳細情報は公表されなかった。IHEC は 2014 年 5 月 19 日に予備選挙の結果を公表し、連邦最高裁判所は正規の苦情申立て及び訴状を審査した上で、この結果を 6 月 16 日に認定した。イラク国民議会は 7 月 15 日に、Saleem al-Jabouri を次期広報担当官に選出し、7 月 24 日にクルド人の政治家、ファード・マウスム(Fuad Masum)を新大統領に選任した。マウスム大統領は 8 月 11 日に、イラク国民連合(National Alliance)によるハイダル・アル=アバーディの指名を受けて、次期首相として次期政権を結成するよう同氏に指示した。9 月 8 日に新政府が結成された。議会は 10 月 18 日に、アル=アバーディ首相が指名した内務相、国防相及び他複数の被指名者を承認し、政権結成プロセスの終了を示した。政権上層部を 2 つの治安担当省が占めるのは 2010 年以来初めてのことであった。

IHEC は 2014 年 4 月 30 日に、イラク国民議会及びアルビール県、ドホーク及びスレイマニヤ県の県議会選挙を行った。IHEC は 24 政党及び 1 つの多党連合に県議会選挙の出馬を承認した。全立候補者 718 のうち女性候補者は 224 人(31 パーセント)であった。

IHEC は 2013 年 9 月に、111 議席を争うイラク・クルディスタン議会(IKP)の選挙を実施した。

IHEC の発表によれば、スレイマニヤ県の選挙に関連して、28 件の苦情申立てが提出された。一部の政治家及び NGO 監視団の主張によれば、IHEC が有権者名簿から名前を削除しなかった故人の数は最大 178,000 人も上り、選挙記録には、一部の個人の名前で投票が示されていた。複数の主張によれば、2013 年 9 月の IKP 選挙以前に IHEC が IKR に追加設置した得票集計センターの職員は、投票所の選挙結果を、特定の政党が有利になるように不正改竄した。ある NGO の主張によれば、2013 年 9 月の選挙実施後にこの集計センターの手順について苦情を提出したところ、IHEC は、この NGO に 4 月の選挙の監視を許可しなかったということである。IKP は 2014 年 7 月に、クルディスタン地域に、IHEC とは別の独立高等選挙委員会を新設する法案を可決した。

政党及び政治参加：政党及び政治連合は、宗教又は民族系統に沿って組織化する傾向があった。一部の政党の党員は、雇用及び教育における特権及び優先権を付与した。

女性及び少数派の参加：女性が議会及び県議会の議席の最低 25 パーセントを占めるのは、憲法の義務付けるところである。2014 年のイラク国民議会選挙では、22 人の女性候補者が、2010 年の 5 議席のように憲法上の指定議席に頼ることなく、イラク国民議会 328 議席で当選するだけの十分な得票数を獲得した。得票数は下回るが、指定議席の下に、さらに 60 人を超える女性が議席を獲得し、女性の獲得議席数は合計 86 議席に達した。女性議員数は増加したが、女性議員は政治討論で意見を評価されないことが多く、幹部閣僚又はイラク国民議会委員会の幹部には選任されなかった。アル=アバーディ首相は閣僚評議会に、保健相及び女性問題相として 2 人の女性を指名した。

法律では、議会の全 328 議席のうち、8 議席が少数派の指定議席 になっている。内訳は、バグダッド県、ニーナワー県、キルクーク県、アルビール県及びドホーク県を拠点とするキリスト教徒候補が 5 議席、ヤジーディー教徒が 1 議席、シバマンダが 1 議席、シャバク人が 1 議席であった。県議会では、9 議席が法律で少数派集団に割り当てられている。現閣僚では、トルクメン人 1 人及びキリスト教徒 1 人の 2 人が少数派コミュニティの出身である。

第 4 節 公務員の汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では、公務員の汚職に関する刑事罰を定めている。しかしながら、政府はこの法律を事実上施行しなかった。公務員はたいいてい、政府のあらゆる部門で汚職の慣行に関与しており、しかも刑事責任を問われなかった。汚職捜査は政治の影響を受けた。どのレベルでも政府の意思決定は、家族、部族及び宗派の意見に左右された。賄賂、マネーロンダリング、縁故主義及び公的資金の不正流用は日常茶飯事であった。

健全性審査委員会 (Commission of Integrity) (COI) の 2014 年の報告によれば、元閣僚 2 人及び前局長 1 人が汚職罪で拘留された。閣僚級高官 7 人、2010 年のイラク国民議会選挙の候補者 2 人及び局長 244 人も汚職罪で訴追された。COI は政府高官の名前の公表を概ね差し控えた。国際監視団の主張によれば、COI2013 年から 2014 年前半の年次報告書の中でこれらの事案を説明したのは、政府内の汚職を撲滅するためではなく、むしろそれに対する国民の意識を高めるためであった。

汚職： COI、旧公共性保全委員会 (Public Integrity Committee) の報告によれば、贈収賄の頻度は下級公務員では低下したが、上級公務員では増加した。複数の報告によれば、贈収賄計画に関与した上級公務員は、外国の口座に違法資金を保有しているため、汚職の摘発が困難であった。COI によれば、

贈収賄及び汚職が最も蔓延しているのは内務省で、次いで、国防省、石油省及び電力省の順に多いということである。例えば、90 億ディナール(770 万米ドル)の横領容疑を受けて、2012 年に亡命した内務省の刑務所再生局の副局長は、現在も COI の引渡しリストに記載されている。

COI が受理した汚職の申立ては、郵便、電子メール及び公式書簡での苦情申立て 633 件を含め、963 件にも上る。2014 年前半を通じて、COI は 15,897 事案を調査し、そのうち 70 パーセントを関連する裁判所に委任した。COI の報告によれば、裁判所は閣僚レベル当局者に対する 12 通及び局長レベル当局者に対する 30 通を含め、召喚令状及び逮捕令状 875 通を交付した。

汚職撤廃及び金融犯罪は、複数の政府機関が担当している。COI は、国内全域の(公共性保全委員会(Commission for Public Integrity)がこの責任を負う IKR を除く)公務員の汚職防止及び調査を担当する。COI は、公務員が関与する汚職事案を司法機関に委託する。連邦最高監査局(Federal Board of Supreme Audit)は民間機関及び閣僚を除く全ての政府機関の監査機関として機能している。同局は、採取産業の契約の監督責任を負っており、汚職が確認された場合は全て司法に委ねる。監察長官(IG)は、首相府の規制問題局(Office of Regulatory Affairs)の管轄下にあり、全省及び 7 つの委員会--報道・報道機関委員会、財産請求委員会、政治犯委員会、国家諜報委員会、ハッジ・ウムラ(大巡礼・小巡礼)委員会、スンニ派権利拡大委員会及びシーア派権利拡大委員会--の汚職事案について、調査及び報告を行い、内部監察、ただし独立した監察を行う。IG は行政上の決定を下し、事案を COI に委ねることもできる。

中央銀行のマネーロンダリング報告事務所(Central Bank's Money Laundering Reporting Office)(MLRO)は、政府のマネーロンダリング及びテロ資金供与撲滅活動を指導する。MLRO は、金融取引の監視及びマネーロンダリング関連情報の収集及び法執行機関への提供を担当する。政治的支援がないため、MLRO の効力はほとんど発揮されていない。MLRO は、金融部門を有効に監視するための人的能力及び技術資源が不足していた。国際組織も、中央銀行の管理下にあることによる独立性の欠如--及び政治に左右され易いこと--を批判した。

閣僚評議会事務局(Council of Ministers Secretariat)にも汚職防止に関する諮問機関があり、イラク国民議会には保全委員会が設置されている。閣僚評議会に直属する腐敗防止合同委員会(Joint Anticorruption Council)は、政府の腐敗防止戦略 2010-14 の遵守を監督及び監視する。政府は 2014 年を通じて、新しい腐敗防止戦略を発表しなかった。腐敗防止委員会の長は閣僚評議会議長が務める。同委員会には、連邦最高監察局長、COI 委員及び IG 局の代表が参加した。腐敗防止委員会の議題が、

政府上層部の参画を求める場合は、内務省の経済犯罪局長の参加が認められる。この職務は評議会の権能であるにもかかわらず、役人の汚職規模ゆえに、影響力はほとんどないというのが大筋の見方であった。

各機関の役割に関する合意の欠如、政治的意欲及び政治的影響力の不足、不透明性及び立法規制プロセスの曖昧な管理により、腐敗防止機関の組織的説明責任は低下し、汚職撲滅に向けた共同努力は阻害された。腐敗防止機関は市民団体グループとの協力を拡大し、ワークショップ、実地調査及び研修講座を実施したが、協力関係の拡大の効果はあまりなかった。報道機関及び NGO は自主的に汚職を相次いで公表しようとしたが、ほとんど実現しなかった。市民団体及び報道機関の構成員はもとより、腐敗防止当局者、警察及び司法当局者も汚職慣行の撲滅活動において、脅迫及び威嚇を受けた(第2節 a を参照)。

政府関係者及び IG が頻繁に認めたように、汚職捜査は政治的に利用されることが多かった。人権 NGO の主張によれば、政府関係者は汚職捜査の結果を歪曲しようとしたり、腐敗防止活動を抑圧しようとした。例えば、2014 年 3 月 13 日に、中央犯罪裁判所は元 COI 議長のラヒム・ウガイリ(Rahim Ugaili)判事に、公職違反で禁固 4 年を言い渡した。複数の報道によれば、同氏はこれまで 22 回訴追されたが、裁判所が有罪判決を下したのはこのうち 5 件だけで、2 件は無罪にした。他の事案は係争中であった。ウガイリは 2011 年に辞任する前に、政府高官及び議員の調査を立ち上げていた。国内 NGO の主張によれば、同氏に対する罪状はこの調査に対する報復であった。

ここ数年と同様に、閣僚は情報提供又は出廷要請を拒否する方法で、調査を事実上引き延ばした。IG の主張によれば、一部の閣僚は、基本的監視職務を遂行すれば解雇すると IG 職員を公然と脅迫して、その監視活動を抑制した。一部の政府関係者によれば、政治的動機に基づく汚職捜査が行政措置に至ることはない。これは関係者が政敵からの汚職申立てを恐れるためだということである。

大統領府又は閣僚評議会の構成員に対する汚職事案は、法律により首相の事前承認が必要である。2014 年を通じて、首相又は他の閣僚が承認を取り消した具体的な事例に関する情報はなかった。憲法規定では、イラク国民議会の議員は、議会が過半数票で却下する場合は、訴追を免れることになっている。

IG 及び他の腐敗防止当局者は、十分な人材、特に適切な警護者を与えられなかった。IG の離職率は高く、欠員は長期間にわたって補充されなかった。IG の報告によれば、この欠陥が汚職事例を報告すべ

きか否かを決定する際の重要な要因になっているということである。鍵となる腐敗防止当局者の任命の合法性を行政機関が追究しなかったことにより、連邦最高監察局、COI、中央銀行及び IG の権限はさらに弱体化した。これは、「行動」力のある当局者の多くは、首相がいつでも解任できる状況に置かれたからである。

アル=アバーディ首相は 2014 年 10 月に発足した汚職防止活動において、国防省及び内務省の複数の軍司令官を、職務不履行で解雇した。首相の発表によれば、国防省の名簿には、実在しない又は職場に現れないのに給与が支払われ続けている「幽霊兵士」職員が 50,000 人もいた。アル=アバーディは、ISIL を台頭させた治安関連省庁の再編及び腐敗の根絶を約束した。

汚職の蔓延及び政府の透明性欠如は IKR でも大きな問題であった。クルド人公共性保全委員会 (Kurdistan Commission on Public Integrity) によれば、IKR では汚職が蔓延している。生ぬるい予算管理及び職員の訓練不足によって、委員会が腐敗撲滅を実現するのは事実上不可能であった。IKR の複数の当局者は ISIL が生産する原油に関与している。腐敗防止当局者はかかる原油の購入又は輸送を根絶しようとしたが、取引は盛んで、ISIL の重要な資金源の 1 つになっていた。

資産公開：COI は法により、閣僚、知事及び議員等の上級公務員から毎年資産公開を入手し、非公開に法的措置を講じることができる。罰則は罰金から禁固刑まで多岐にわたる。毎年の資産公開に対する統一されたシステムはなかった。COI は IKR に対する管轄権はなく、クルド中央政府の構成員は、この法律の遵守を義務付けられた。COI は法により、訴追、透明性、説明責任及び公共サービスの倫理について年次報告書を公表する義務がある。資産公開に関する COI の年次報告書によれば、2014 年 8 月時点で、ほぼ全ての政府当局者が資産公開報告書を提出していた。

クルド人公共性保全委員会は、IKR 内で資産公開用紙を配布及び回収する責任を負う。同委員会の報告によれば、2014 年 8 月時点で、クルディスタン地域の大統領、前議員及び閣僚 23 人中 13 人が資産公開報告書を提出していた。公務員が資産非公開で罰せられたことを示す情報は入手できなかった。

情報の一般公開：政府の情報を一般公開する法規定はない。2013 年の IKR 情報法は、国家安全保障又は機密情報を除き、クルディスタン地域政府、議会及び裁判所制度の情報を要求する国民の権利を拡大している。クルディスタン地域の人権委員会によれば、政府はこの法律を施行しなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対す

る同国政府の姿勢

国内及び国際 NGO は、たいていの場合は、政府の干渉をほぼ又は全く受けずに活動した。国内の西部及び北部地域で見られる人道的危機に起因して、現地 NGO の多くはその主眼を、紛争の影響を受けた IDP 及び他のコミュニティの支援に移行した。この現地 NGO と中央政府及びクルディスタン地域政府当局が連携して活動することもあった。例えば、2014 年 9 月の国連の報告によれば、IDP に人道支援を提供する組織のほぼ半分は、国内 NGO であった。人権侵害事案の調査を行い、その調査結果を公表した NGO も複数あった。一部の報告によれば、政府の行動又は政府と結び付きのある民族又は宗教集団の行動が関係する人権侵害を主張した場合は、NGO は政府の干渉を受けた。

NGO は能力の限界に直面しており、政府当局者に定期的に接触する機会がなく、統治の失敗及び人権侵害を防ぐ組織的防塞の機能を果たしていなかった。NGO が政治活動に携わることは法律で禁止されているが、政党又は宗派は、全てはないが多数の国内人権 NGO を創設したり、これに出資したり大きな影響力を与えたりした。

2013 年と異なり、強制退去、ビザの取得と政府の承認、反復的な強制検査、登録及び登録更新の遅滞又は現地職員の逮捕及び拷問を伴う重大な問題は国際 NGO から報告されなかった。国内 NGO の報告によれば、政府への登録及び活動許可の取得が困難になることはごく稀であった。

国際 NGO は法律により、イラク人職員の国籍証明書及び身分証明書の写し及び外国人職員のパスポート及び居住証明書の写しを登録時に提示しなければならない。国際 NGO はこの規定を不便で時間の無駄だと批判にしたが、広い範囲で登録の障害とはみなされなかった。

クルディスタン地域政府が管理する地域には、クルド人系 NGO 主に活動する活発なコミュニティがあり、NGO の多くは PUK 及び KDP と緊密な関係にあり、資金供与を受けている。政府系 NGO は、NGO の計画目標が特定の優先地域に適合するものであるかどうかを法的条件になる。クルディスタン地域の NGO 局は、NGO に対する正式な資金供与手続きを確立した。これには、NGO 資金の年間予算、検討中の優先分野及び提言の提出期限の公表、助成金委員会の設立及び提言の優先付け基準等が組み込まれている。

IKR 内の複数の NGO が報告したところによれば、複数の職員が治安部隊から嫌がらせ行為を受けた。女性の権利擁護 NGO、Warvin の報告によれば、IKR 内にあるシリア人難民キャンプで発生した女性へ

の暴力に関する 2014 年 2 月の報告書について、同地域の内務省から謝罪を要求された。Warvin が拒否すると、省当局者はシリア人難民キャンプにこの報告書を配布し、難民は憤慨しており事務所に火を放ちかねないと Warvin に電話で警告した。

ISIL 間との紛争の緊張悪化及び複数の北部都市の占拠後の報告によれば、この地域の NGO 及び市民団体活動家は ISIL から脅迫を受けた。

国連又は他の国際機関：国連及び他の国際機関は、内務省の拘禁施設等の機密扱いの場所への立入りを政府から制限されることがあった。2014 年を通じて、国連人道問題調整事務所は、西部及び北部地域で ISIL の武力攻撃が引き起こした人道的危機を管理するための大規模な連携活動を行った。国連、IOM 及び他の国際支援組織は 2014 年 1 月から、200 万人を超える国内避難民に救援物資を提供しているが、政府は概ね協力的であった。

政府の人権団体：人権省は、人権侵害の監視及び被害者の支援及び擁護を担当する。同省は国民が提出した苦情申立てを受理した上で、調査を行い、刑務所及び拘禁施設、女性の市民的、経済的及び政治的権利、少数派及びテロリズムの被害者に関する報告書等の人権侵害に取り組む正式な報告書を公表した。政治的独立性の欠如、他省の非協力的姿勢及び限られた資源により、同省の有効性は損なわれた。

憲法は独立したイラク人権高等委員会 (IHCHR) の創設を義務付けている。IHCHR の活動が適用される法律では、同委員会に更新不能な 4 年の任期を定めている。常任委員 11 人及び補助委員 3 人の 3 分の 1 以上は女性でなければならず、常任委員 11 人及び補助委員 3 人のうち 1 人は少数派でなければならない。IHCHR は同法により、財政及び管理面での独立性を与えられ、人権侵害の苦情の受理及び調査、矯正施設の抜き打ち視察訪問及び法令の審査を行う権利等の、幅広い権限を有する。イラク国民議会 は 2013 年に、委員会に 200 億ディナール (1700 万米ドル) の予算を組んだ。委員会は、同法に従って、委員長を選出する若しくは、適切な数の女性委員を選任しなかった。

クルディスタン地域政府には、元カルデア人会議 (Chaldean National Congress) (14 のキリスト教系政党の傘下団体) の議長ディヤ・パトルーズ (Diya Patruz) を長とする人権委員会がある。委員には人権に関する経験がなく、各政党から指名されることが多かった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

ジェンダー、宗派、意見、信念、国籍又は出自に関係なく全ての国民が法の前に平等であることは、憲法の定めるところである。人種、障害又は社会的地位に基づく差別は法律で禁じられている。政府はこの規定を事実上施行しなかった。

女性

強姦及び家庭内暴力：家庭内暴力は依然として頻繁に発生する問題であり、強姦被害者は常に法律で適正に保護されるわけではなかった。強姦は(配偶者による強姦を除き)法律で非合法化されており、被害者が死亡した場合の最高刑は終身刑である。加害者と被害者の結婚を条件とする強姦事案の取下げは法律で認められている。強姦事件の信頼できる推定値又は政府が法律を事実上執行したことを示す情報はなかった。性犯罪の被害者は通常、社会慣習及び被害者及び加害者に対する報復を理由に、法的救済を求めなかった。国連開発計画 (UN Development Program) (UNDP) は、強姦被害者の家族が、家族の名誉を守るために被害者に強姦加害者との結婚を義務付けた事例を複数記録した。UNDP の報告によれば、被害者が結婚を拒否したために、家族が判事に介入を要請し、結婚を義務付けた事例もあった。

北部で相次ぐ武力抗争、特に ISIL による攻撃により、女性の地位は著しく後退した。例えば、国内メディア、外国監視団及び国連の報告によれば、2014 年 7 月から 8 月にかけて、ISIL は 1,000 人を超えるヤジーディー教徒女性を集団で誘拐した。複数筋の報告によれば、ISIL の誘拐犯はこの女性達を、性の奴隷又は「花嫁」として他の ISIL 戦闘員に売り渡した。この女性及び女兒達の状況はほとんど不明である。

家庭内暴力は、それ自体は訴追可能な犯罪ではない。国内及び国際 NGO 及び報道機関の報告によれば、家庭内暴力は届け出られず、罰せられないことが多く、慣習的に家庭内及び部族内で処理された。暴行を非合法化する法律の下に家庭内暴力事案の追究を求めた法律実務家に対する嫌がらせ行為及び、熟練した警察官及び司法職員の欠如も、加害者を訴追する努力の障害になっていた。2013 年に公表された UNAMI のイラクの女性に関するファクトシートによれば、結婚している女性の 46 パーセントが配偶者から暴力を受けたと報告し、38 パーセントが夫による性的暴力を少なくとも月に 1 回は受けていると報告した。

閣僚評議会は 2013 年 3 月に、意識向上及びサービス及び救済措置の利用機会拡大に向けて、女性に対

する暴力撲滅のための国家戦略(National Strategy for Combating Violence against Women)を承認した。この戦略では、女性に対する暴力を立件可能な犯罪にする法令の起草及び制定に主眼が置かれ、女性に対する暴力撲滅に向けた活動への参加を連邦警察に奨励するために内務省を取り込むことが優先された。政府は 2014 年 4 月に、各省及び市民団体の利害関係者を集結して、女性の権利推進に向けた努力を強化するために、「ジェンダー連携タスクフォース」を発足させた。このタスクフォースには、女性の権利に関する首相顧問、人権省、女性の問題省、保健省及び内務省の家族保護局の代表、UNAMI、国連ウィメン(UN Women)及び、イラク女性ネットワーク(Iraqi Women's Network)及び女性ビジネス審議会(Women's Business Council)等の国内 NGO が参加した。

議会は、ジェンダー暴力に対する保護強化を定めるための家族保護法(Family Protection Law)案を可決できなかった。

連邦内務省は国内 16 箇所に家族保護局を設置している。これは、家庭内争議を解決し、性的又はジェンダー暴力の被害者用の安全な避難所を設立するためのものであった。同局は、被害者の保護より家族の仲裁を優先する傾向が強く、被害者を支援する能力が不十分だった。ホットラインは同局の男性上司につながっており、被害者に法的扶助又は安全な避難所等のサービスを提供する正規の紹介システムに従うものではなかった。例えば、バスラ県及びキルクーク県の家族保護局は警察署内にあり、主に男性警察官が配置されたため、女性が赴くのは困難かつ危険であった。家庭内暴力の被害者向けの避難所は少なかった。家族保護局の多くは避難所を運営していなかった。政府及び NGO が運営する安全な収容施設は、武力攻撃の標的にされることが多かった。

IKR の法律は、身体的及び精神的虐待、暴力の脅し及び配偶者による強姦等の家庭内暴力を犯罪としている。政府はこの法規定を実施し、ジェンダー暴力事案の捜査を行うための特別警察部隊を創設し、司法系統内に家族仲裁委員会を設置したが、現地 NGO の報告によれば、これらはジェンダー暴力撲滅に有効でなかった。

IKR では、労働・社会問題省が運営する域内 4 箇所の女性避難所及び、民間の避難所 2 箇所で、ある程度の保護及び支援が提供されていたが、広さもサービスの実施も十分ではなかった。キルクーク県内の民間避難所は、資金不足等で閉鎖された。家庭内暴力の被害者はたいてい中央政府の援助を受けられないため、被害者に対する法的扶助等のサービス提供においては、NGO が重要な役割を果たした。当局は法的救済を利用する代わりに、女性が自宅に戻れるように女性とその家族を和解させようとするが多かった。結婚しても家族の元に戻っても女性は家族又はコミュニティからさらに酷い扱い

を受ける結果になるのだが、避難所に収容された女性にはこれ以外の選択肢はほとんどなかった。

内務省の統計データによれば、IKR では、2014 年 1 月から 5 月末までに、女性に対する性的暴行事案が 58 件、他人による女性の焼身事案が 100 件、焼身自殺事案が 42 件、自殺が 10 件、女性殺害事件が 18 件発生した。クルディスタン地域内務省によれば、同じ期間に、女性に対する虐待及び嫌がらせ事案も 2,551 件発生した。現地 NGO の考えでは、これ以外にも届け出られなかった虐待及び嫌がらせ事案が多数あった。

女性性器器切除/女子割礼 (FGM/C)：FGM/C を禁じる国内法はなかった。IKR ではこの慣行を法律で禁じている。国連児童基金 (UN Children's Fund) (UNICEF) の 2013 年の報告によれば、15 歳から 49 歳の女性 130 万人が何らかの形態の FGM/C を受けていた。国際人権組織 WADI 及び現地の人権擁護組織 PANA が実施した聞き取り調査によれば、2014 年を通じて、国内中部及び南部の女性の 25 パーセントが FGM/C を受けていた。この慣行は国内各地で行われていたが、最も普及しているのはアルビール県とスレイマニヤ県であった。2014 年 1 月に公表されたアルビール県で実施された調査の結果によれば、女性の 70.3 パーセントが何らかの形態の FGM/C を受けたと認識していた。複数の NGO によれば、アルビール県での調査で、FGM/C が依然として深刻な問題であることが確認された。

人口調査局 (Population Reference Bureau) の 2011 年の調査によれば、この慣行の普及率は徐々に低下しており、45 歳から 49 歳の女性でこの慣行の経験者は 10.3 パーセントであったのに対し、15 歳から 19 歳の少女は 4.9 パーセントであった。クルディスタン地域政府の女性高等委員会 (Women's High Council) は 2014 年 3 月に、NGO、Heartland と FGM/C 合同実地調査を実施し、UNICEF との協力の下に、意識向上キャンペーンに参加した。NGO、WADI の現地支部 も UNICEF と共に、FGM/C に対する意識向上に向けた移動チームを IKR 内に 8 箇所、キルクーク県内に 1 箇所創設した。

その他の有害な伝統的習慣：名誉殺人は依然として国内全域で深刻な問題であった。一部の家族は名誉殺人を自殺に見えるように処理した。IKR では、自殺女性の一部は自殺手段に焼身自殺を利用したため、特定の事案では当局は調査を拒否した。名誉殺人の減刑は法律で認められており、例えば、妻又は扶養女性の殺人で男性が審理される場合で、それが被害者に対する姦淫の疑いに起因する場合は、最高刑は規定により禁固 3 年に制限される。

閣僚評議会は 2014 年 2 月に、ジャファリ派身分法 (Jaafari Personal Status Law) と呼ばれる法案を承認した。IHCHR 等の国内外の人権擁護活動家は、民事裁判所ではなく宗教裁判所が身分に関する紛

争に取り組んでいると主張し、女性及び子どもの権利侵害にあたるとして、この法案を批判した。法案の批判者は、結婚の法定年齢を女子は9歳、男子は15歳に引き下げる規定及び、イスラム教徒男性と非イスラム教徒の結婚を非合法化する規定に特に反対した。宗派を問わず全国民に適用される現行法は、結婚の法定年齢を18歳に設定しているが、「差し迫った」事案では、判事が15歳の女子の結婚を認めることを許している。イラク国民議会は選挙に先立ち、この法案の投票を延期した。

女性及び女兒は仮婚という方法で性的搾取を受けることがあった。この婚姻では、男性は、女性の家族又は女性にこの女性と一定期間だけ結婚する許可の見返りとして持参金を与える。政府当局者及び国内外のNGOの報告によれば、「fasl」という一女性及び子どもを含む家族の成員が部族間の紛争解決に利用される一伝統的慣行は、南部県で特に、依然として問題であった。

複数の報道によれば、バグダッドでは裁判所命令による処女検査が複数行われた。結婚した翌日に婚前交渉で女性を告発する男性は、裁判所を介して処女検査を要求することが許されている。伝えられるところによれば、医療法務機関(Medical Legal Institute)は、試験を実施し、試験結果を直接裁判所に提示した。

過激派集団及び過激派は、国内全域で女性を標的にした武力攻撃を行った。例えば、2014年7月12日の政府当局者の報告によれば、バグダッド東部の集合アパートが身元不詳の武装集団に襲撃され、女性20人以上が死亡した他、複数の負傷した。襲撃されたアパートは、売春宿だったということで、女性は売春婦だったようである。

セクシャルハラスメント：強姦又は性的行為の勧誘等の、セクシャルハラスメントで発生し得る婚外交渉は法律で禁じられている。罰則は罰金及び禁固刑である。当事者が未婚者で且つ結婚する場合は、法規定により刑を免れることができる。政府がこの法律を事実上施行したことを示す情報は入手できなかった。セクシャルハラスメントの被害者は通常、社会慣習及び被害者及び加害者に対する報復を理由に、法的救済を求めなかった。女性の不平等な社会的地位、近親者に通告する恐怖及び刑事裁判手続きに対する不信を理由に、被害者は加害者を訴える苦情申立てを警察にほとんど提出しなかった。ほとんどの地域が、女性の避難所、情報又は支援ホットラインをほとんど又は全く公に提供しておらず、警察の感受性トレーニングもほとんど又は全く行っていなかった。

生殖に関する権利：政府は、子供の数、子供を持つタイミング及び間隔を決定し、差別、強要及び暴力を受けずに生殖に関する最高水準の健康に注意する夫婦及び個人の基本的権利を概ね尊重したが、

国内の治安状況全般及びそれに付随する経済的困難により、多くの女性が適切な保健医療を受けられなかった。

配偶者又は他の家族の者の許可がないために、女性が避妊手術又は妊産婦保健医療サービスを拒否された報告はなかった。

差別：ジェンダーに基づく差別は法律で禁じられているが、保守的な社会的基準によって、女性は司法制度のあらゆる側面で、男性と同じ地位及び権利を享受することができなかった。保守的な社会規範の遵守を女性に求める社会的圧力の高まりが国内各地で報告された。女性の被雇用者はたいてい、ヘッドスカーフの着用を強要されるか着用しないことを問題にされた。2014年6月にモースルを占拠して以降、ISILは女性の移動及び服装について厳しい制限を課しており、ISIL軍による巡回が日常的に発生しているということである。例えば、モースル市内では、複数の女性医師がキャンペーンを行い、ISILが女性医師にベールの着用を強要し、着用しない女性医師を病院に立ち入らせないようにした上、この規則を守らなかった者は罰せられると脅迫したことに抗議した。

女性は男性とほぼ同じ就労機会において経済的差別を受けており、同等の労働に対し同等の対価を概ね与えられなかった(第7節dを参照)。2014年を通じて、治安の悪化により、女性は外出する機会を制限された。劣悪な労働法及び雇用機会均等法の欠如により、女性は恣意的な解雇の対象になりやすかった。計画省の直近の統計データによれば、2011年の都市部及び農村地域の女性の失業率は80パーセントであった。女性に対する経済的差別の撤廃に向けた政府の努力は、規模的にも組織的にも不十分だった。労働・社会問題省は寡婦給付金プログラムを実施したが、官僚手続きの乱れと処理の著しい遅延及読み書き能力の欠如により、およそ900,000人の寡婦が同省の社会支援を受け損ねた。一部のNGOによれば、この数は同省の推計より多いということであり、給付金を受け取れなかった寡婦又は母子家庭は150万件を超えると報告された。2014年を通じて、この数字は武力攻撃の激化によりさらに増えると見られている。

女性の移動の自由を尊重する法律及び慣習はない。例えば、男性の保護者又は法定代理人の同意がない女性のパスポート申請は法律で禁じられている。伝えられるところによれば、ISIL支配地域では、ISILは、男性血縁者を同伴しない女性の外出を禁止し、医療従事者及び教員を除き、専門職の女性の復職を阻害した。

女性問題省は、専門職員の数が少なく、主に相談所として機能しており、独立した予算を与えられて

いない。市民団体及び女性の権利擁護団体は、女性が直面する問題の解決に同省が専念していることに相次いで懸念を示した。NGO 幹部の主張によれば、同省は社会の平等な構成員であるという女性の実原則及び女性の権利拡大に従事せず、女性の安全及び保護のみに集中しているということである。

子ども

出生届：憲法によれば、少なくとも一方の親がイラク国民である家庭に生まれた子どもはイラク国民である。出生届を出さない場合は、教育、食糧及び保健医療等の公共サービスを拒否される結果になった。出生届の届出に対し、当局は結婚証明書及び両親の身分証明書、また一方の親が死去した場合は死亡証明書を義務付けている。独身女性及び寡婦は子どもの出生届に障害が生じることが多かった。当局はたいてい、出生届の提示後に保健省及び内務省を通じて出生証明書を付与したが、伝えられるところによれば、これは時間がかかり、場合によっては、複雑なプロセスになることがあった。政府は概ね、子どもの権利及び福祉を約束したが、イラク国民でない子どもには給付金を拒否した。イラク国民でない子どもの家族は、公立学校及び公衆衛生サービス等の国民であれば無償になるサービスについて、対価を支払わなければならなかった。

教育：初等教育は、最初の 6 年教育については、イラク国民の子どもの義務であり、イラク国民でない子どもは無償でも義務でもない。女子に対する教育を受ける平等な機会は、特に農村地域や紛争地域では依然として課題であり、12 歳から 24 歳の女性のおよそ 30 パーセントは非識字者であった。男性は 13%である。UNICEF の推計によれば、初等教育の学齢児の純就学率は、男子が 93%で女子が 87 パーセントであった。初等教育の純修了率は 44 パーセントであった。毎年、450,000 人の子どもが小学校を適時に修了しないか中退した。IKR の小学校修了率は国内で最も高く、子どもの 65 パーセントが適時に小学校課程を修了した。IDP 児童は多くの場合、身分証明書がないこと、所得が少ないために必須学用品を購入できないこと及び、交通機関がないことによって、学校に通えなかった。

IDP は国内各地の学校で保護されるため、国内各地の避難所相次ぐ紛争の間、学年は遅れがちであった。

児童虐待：子どもに対する暴力は依然として重大な問題であった。国連が支援した 2011 年（包括的な数字が入手可能な直近年）の調査によれば、10 歳から 14 歳の少女の 46 パーセントが家族の暴力を受けていた。イラク国民議会は 2013 年に、社会ケア法を改正し、家庭内暴力の被害者である子どもの保護を強化した。この改正では、避難所、国営住宅及び児童養護施設内での子どもの保護及び養護も

求めている。2014 年末時点で、同法は引き続き施行されていた。

クルディスタン地域政府の労働・社会問題省、教育省及び文化・青年省は、子どもの権利侵害の報告又は子どもの権利に関する助言を目的とする通話無料のホットラインを設立した。地域政府のデータによれば、このホットラインが 2014 年 1 月から 11 月までに受けた電話は 10,000 件を超える。地域政府は難民及び IDP センターで意識向上キャンペーンを実施したが、それが終了した 7 月にも、ホットラインは 332 件の電話を受けた。

早婚及び強制婚：法律によれば、結婚の最低年齢は親の許可がある場合は 15 歳で、ない場合は 18 歳である。政府はこの法律を施行する努力をほとんど行わなかった。特に農村地域では、11 歳の女兒の伝統的な強制婚が相次いで発生した。政府の 2013-17 期の女性に対する暴力撤廃に向けた国家行動計画(*National Action Plan to Combat Violence Against Women*)によれば、15 歳から 18 歳の女兒の 23 パーセントが既婚であった。

複数の国内及び国際 NGO の報告によれば、特に南部県では、強制離婚-女兒が幼い(12 歳から 16 歳の)時に結婚した妻を離婚すると夫又はその家族が脅迫し、女兒の夫及びその家族に追加の持参金を支払うよう女兒の家族に圧力をかける慣行-も発生した。強制離婚の犠牲者は夫とその家族から強制的に追放され、家族の名誉に対する社会的慣習によって、たいていは実家に帰ることができず、若くして遺棄される少女もいた。

クルディスタン地域法は、児童婚及び子どもを強制退学させる慣行を禁止している。伝えられるところによれば、一部の IKR 住民は、IKR の児童婚禁止を避けるために、児童婚を禁止していないディヤーラー県、キルクーク県及びニーナワー県に移動した。

女性器切除/割礼(FGM/C)：IKR では違法であるにもかかわらず、FGM/C は特に農村コミュニティのクルド人女兒に依然としてよく見られた。一般に用いられる FGM/C の種類は、クリトリスの一部又は全部の切除及び陰唇の切除であった。2013 年の UNICEF と政府の共同調査の結果によれば、アルビール県及びスレイマニヤ県では女兒の 2 人に 1 人が FGM/C を受けていた。アルビール県立病院の 2014 年 1 月の報告書によれば、FGM/C 術の 60.2 パーセントが 4 歳から 7 歳の女兒に行われていた。この慣行は国内の他の地域にも存在したが、特に若い女兒についてその範囲を決定するための信頼できるデータはほとんどなかった。

子どもの性的搾取：法律は理由の如何にかかわらず婚外性交渉を禁止している。婚外性交渉は常に違法であるため、同意による性行為の最低年齢は事実上、最低結婚年齢である。法律では、子どもの商業的搾取を特に扱っていないが、児童ポルノを含め、あらゆる種類のポルノグラフィを禁止している。2014 年を通じて、ISIL が少女の誘拐を強制し、ISIL 戦闘員と強制婚させたという報告が複数あった(第 1 節 g を参照)。児童買春は問題で、事実証拠によれば、この問題は、IKR のシリア系クルド人難民において特に深刻であった。法的責任年齢は中部地域では 9 歳で、IKR では 11 歳であるため、当局は多くの場合、性的搾取を受けた子どもを、被害者ではなく犯罪者扱いした。子どもの商業的搾取に対する刑罰は罰金と禁固刑から死刑まで様々である。政府の施行の有効性に関する情報は入手できなかった。

子ども兵士：UNICEF は、子ども兵士の徴用及び子どもが ISIL のために武力抗争及び他の違法な武装集団に加わった事例を複数報告した。イラク矯正局(Iraqi Corrections Service)によれば、司法省は 2014 年 11 月に、その施設内に青少年、受刑者及び未決勾留者合わせて 172 人の青少年を拘留した。一部は武装集団を支援した罪で有罪判決又は告発を受けていた。

家を追われた子ども：情勢不安及び政府軍と ISIL 間の相次ぐ紛争によって、大勢の子どもが家を追われた。シリアでの紛争に起因して、シリアを逃れた多くの子ども及びシングルマザーも IKR に避難した(第 2 節 d を参照)。

国際的な子どもの奪取：イラクは、1980 年国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約 (1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)の締結国ではない。イラク固有の情報については、以下の米国務省報告を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/english/country/iraq.html

反ユダヤ政策バグダッドに居住するユダヤ人はごく少数であり、国内の他の地域に小規模のユダヤ人コミュニティが存在するという報告は確認されなかった。反ユダヤ的行為の報告はなかった。

人身売買

以下の米国務省の人身売買報告書を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/.

障害者

憲法によれば、政府は法規則を通じて、障害者の看護及び社会復帰を行い、障害者を社会に再統合するべきであるが、雇用、教育、海外渡航その他の輸送、保健医療の利用機会又は他の公共サービスにおける身体、知覚、知育又は精神障害者の差別を禁じる法律はない。複数の報告によれば、障害者は社会的な名誉を理由に、相次いで差別を受けた。閣僚評議会は、立入りに制限がある完備されていない建物、教育及び職場環境に障害者用出入口を設置するよう命じる法令を公布した。国内 NGO の報告によれば、校舎への物理的アクセスが不十分なこと、適切な教材が校内にないこと及び、発育又は知的障害児の養育に適格な教師が不足していることを理由に、多数の障害児が公立学校を中退した。国内 NGO の障害者の権利同盟 (Union for the Rights of the Disabled) の報告によれば、地雷及び爆発性残存物は、子どもに偏って影響を及ぼしており、被害者のおよそ 25 パーセントが 14 歳未満の子どもであった。

イラク国民議会は 2013 年に、労働・社会問題相を長とするが政府から常に独立した、障害者と特殊なニーズに関する委員会を設立する法案を可決した。2013 年末時点で、政府は委員会を設立せず、労働・社会問題省は、当該職務を遂行する部局を省内に設置した。クルディスタン地域にも同様の法律がある。

閣僚評議会は 2013 年に、公職の 3 パーセントを障害者に割り当てることを承認したが、雇用差別は依然として変わらず、監視団の予測によれば、この割当てが年末の時点で達成される見込みはない(第 7 節 d を参照)。中央政府及びクルディスタン地域政府関係者の報告では、刑務所、拘留施設及び一時収容施設内には障害者に対応する資源がほとんどないということである。精神障害者の収監者に対する精神衛生の支援は行われなかった。

保健省は必要に応じて、障害者に医療、給付金及び社会復帰機会を提供し、首相府等の他の政府機関からも給付金を受けられるようにした。労働・社会問題省は、障害を持つ子ども及び成人のための施設を複数運営した。

国籍/人種/少数民族

イラク人口には、アラブ人、クルド人、トルクメン人及びシャバク人の他、カルデア教徒、アッシリア人、アルメニア正教徒、ヤジードイー教徒、サービア・マンダ、バハーイ教徒、カカーイ教徒及び

ごく少数のユダヤ教徒等の宗教少数派が含まれる。イラクには小規模のロマニ人コミュニティ及び、「黒いイラク人」と呼ばれるアフリカ系イラク人がおよそ 100 万人おり、バスラ県及び南部に居住する。

多くの場合シーア派だが、少数民族を標的にした ISIL による暴力及び差別は重大な問題であった。ISIL はその支配地域で、ヤジーディー教徒、シャバク人、キリスト教徒及び他の少数コミュニティにも、処刑、誘拐、強姦、追放、窃盗及び財産破壊等の多数の虐待を行った。最も危険が大きいのは宗教及び民族少数派コミュニティ出身の活動家で、多くは現状改善主義を断念させられた。他の非合法化武装集団も少数民族コミュニティを標的にした(第 1 節 g を参照)。

黒いイラク人は依然として、組織的な社会差別を受けている。多くは極めて困窮した生活を送っており、非識字率及び失業率が高い。国際 NGO の国際法・人権研究所(Institute for International Law and Human Rights)の報告によれば、政府は直接又は間接的に、フォーマル部門で働く国民の 70 パーセントに雇用を与えたが、政府高官又は議員になった黒いイラク人はいない。

複数の報告によれば、クルディスタン地域政府は、紛争地域及びクルディスタン地域内の両方で、トルクメン人、アラブ人、ヤジーディー教徒、シャバク人及びキリスト教徒等の少数派を差別した。ドホーク県のアサイッシュ(公安当局)(Asayish)は 2014 年 8 月に、父親がクルド人ではなくヤジーディー教徒と執拗に名乗ったのを受けて、ヤジーディー教徒の IDP 家族が公立学校内に他の IDP 家族と居住することを禁止した。

アラブ人は国内の大半において多数派であるが、キルクーク市では少数派で、同市内に居住するアラブ人は、クルド人治安部隊はアラブ人コミュニティを標的にしていると頻繁に告発した。キルクーク市に住むアラブ人の主張によれば、県当局はテロ攻撃という口実を使って、アラブ人に夜間外出禁止令を課したり、法的居住許可のないアラブ人を逮捕したりした。住民によれば、ISIL がキルクーク県一帯を征圧したのを受け、6 月から県当局による強制捜査が強化されたということである。この地域一帯では依然として、クルド軍と ISIL 間の戦闘が頻発している。キルクーク県当局は 6 月から、治安上の懸念を引き合いに出して、クルディスタン地域政府が支配するキルクーク県域内への IDP の立入りを大幅に制限した。多くはアラブ人で、多数派でないことが条件であった。アラブ人 IDP の多くは、1957 年の国際調査で、キルクーク県が法的雇用の基本条件として利用するキルクーク県民として記録されていないため、働くことができなかった。キルクーク県に住むアラブ人の主張によれば、クルド人及びトルクメン人の役人は、県の公職の募集において、差別したということである。

2006 年法により、パレスチナ人は市民権を取得できない。複数の報道によれば、当局は無国籍の地位を理由に、パレスチナ人を相次いで拘禁し、嫌がらせ行為を行い、虐待した(第 2 節 d を参照)。UNHCR の報告でも、少し前の宗派間武力抗争期間を通じて適切な出国書類なしにシリアに強制追放されたパレスチナ人が、シリアからの強制送還時に訴追されたことが伝えられた。

国内外の NGO の報告によれば、人口およそ 120,000 人のロマニ族は公共サービスを受ける機会が少なく、経済的及び社会的差別を受けた。

性的指向と性同一性に基ついた社会的虐待、差別、及び暴力行為

憎悪犯罪及び差別防止に関する法律はなく、レズビアン、ゲイ、同性愛者及び性同一性障害者 (LGBT) コミュニティの構成員に対する偏見による犯罪の訴追を支援する司法メカニズムもない。

合意に基づく同性間の性行為を特に禁じる法律はないが、ソドミーはジェンダーに関係なく法律で禁じられている。ソドミーに対する訴追に関するデータはなかった。社会慣習及び同意の上の又は意に反する参加者に対する暴力等の威嚇により、同性間の性行為は概ね報告されなかった。

当局は、金銭と引き換えの(つまり、違法な売春に対する)公然猥褻の罪状又は自白に依拠して、法の見地から同性間の性行為を訴追した。当局は、同じ罪状を利用して、配偶者以外の個人との性行為に関与した男女を逮捕した。

人種、障害又は社会的地位に基づく差別は法律で禁じられているが、この法律は、性的指向又は性同一性にに基づく差別を扱っていない。性的指向、性同一性及び従来と異なる外観に基づく社会差別は、雇用、職業及び居住においてよく見られた(第 7 節 d を参照)。教育又は保健医療の利用機会における差別についての情報は入手できなかったが、報道によれば、従来の服装又は髪型をしていない学生は学校で嫌がらせを受けた。

LGBT 団体は、社会的に不名誉、脅迫及び危害を受ける可能性を理由に公に活動することを控えており、ゲイプライド行進やゲイの権利擁護イベントは行われなかった。LGBT の人々は、家族及び非政府主体から虐待及び暴力を受けることが多かった。LGBT コミュニティの構成員は、暴力の標的になるだけでなく、その行為が従来のモラル及びジェンダー規範に適合しないために、名誉犯罪の危険にも晒され

た。LGBT の権利擁護団体によれば、攻撃の公表事案が少ないのは、LGBT コミュニティの構成員が人前では社会規範に適合するように服装や生活様式を変えていて目立たないからだということである。NGO は攻撃を恐れる LGBT のための避難所を複数設置し、被害者を相次いで収容した。LGBT は定期的に脅迫を受け、安全上の理由から避難所を転々とした。LGBT コミュニティの活動家の報告によれば、暴力及び脅迫行為が相次いで発生した。

2012 年に発生した LGBT に対する一連の攻撃を受けて、閣僚評議会は、LGBT の攻撃を調査し、その権利について勧告を行う省庁間委員会を設立した。委員会は設立趣意書を策定し、LGBT コミュニティの構成員が受けるべき必要最低限の保護を定め、LGBT の人々は他の国民と「全く違う」と宣言する声明を交付した。2014 年末時点で、委員会の報告書及び勧告は完成していなかった。LGBT の人々に対する度重なる脅迫及び暴力にもかかわらず、政府は攻撃者の特定、逮捕又は訴追を行わず、標的にされた個人の保護も行わなかった。

HIV／エイズの社会的不名誉

国際連合エイズ合同計画(Joint UN Program on HIV/AIDS)、UNAID は、HIV/エイズの蔓延度は低く、正式に報告された HIV 患者の数は少ないとした。HIV/エイズ保有者が身体的攻撃を受けた報道又は NGO の報告はなかったが、この話題は社会的配慮を受けて公に論じられなかった。例えば、無名の個人、近隣住民及び場合によっては家族の者が、感染は「罪悪の証拠」だと主張して、HIV/エイズ保有者に嫌がらせや脅迫行為を行った。UNAIDS によれば、HIV/エイズに関連する社会的な不名誉及び差別は HIV の蔓延を助長しているということで、政府は、普通教育推進運動を通じて差別の軽減に取り組んだ。政府は HIV/エイズ患者に保健医療及び政府給付金も提供した。

性犯罪で有罪になった受刑者、新たに結核と診断された献血者及び結婚予定者は、HIV 検査を義務付けられた。イラクの入国者全員に対する HIV/エイズの渡航制限もあった。UNAIDS によれば、性労働者、同性間の性行為を行う男性及び IV 薬物使用者については、組織的な HIV 検査は行われなかった。広範囲の社会的な不名誉及び差別、周縁化及び時折発生する身体的暴力により、この集団は露見することを恐れて HIV 検査を受けないことが多かった。このため、感染に関する信頼できる統計データは入手できなかった。

第 7 節 労働者の権利

a. 団結権及び団体交渉権

憲法によれば、国民は組合及び職能団体を結成しこれに加盟する権利を有するが、独立した組合は許されない。反組合的差別を禁じる法律及び、組合活動を理由に解雇された労働者の復職を規定する法律もない。団体交渉はサダム・フセイン時代の反組合的法律で禁じられている。イラク労働者総連合 (General Federation of Iraqi Workers) を除く正規の労働組合の非合法化に加え、組合の資金保有、会費徴収及び資産維持を禁じる複数の法律によって、労働者は結社の自由を奪われた。

サダム・フセイン時代の法律は、公共部門の労働組合活動を全て禁止しており、公共部門の被雇用者を「政府関係者」とみなし、そのようなものとして、組織又はストライキの権利を否定している。この法律では、労働力のおよそ 10 パーセントを構成する国営企業の従業員も公共部門の被雇用者とみなしている。

50 人を超える労働者を雇用する民間労働集団の被雇用者は、労働者委員会―権利が限られた労働組合の従属部門―を結成することができるが、民間企業の多くは労働者が 50 人に満たなかった。

労働裁判所は、労働法違反容疑及び労使紛争を審理する権限を有するが、司法手続きが迅速又は効率的であったかを含め、準拠法の執行に関する情報は入手できなかった。

政府及び雇用主が労働組合活動に干渉することを防ぐ法律はない。ストライキの参加者及び組合幹部の報告によれば、2014 年を通じて、政府関係者による脅迫及び嫌がらせ行為が複数発生した。その主張によれば、省庁及び国営企業は罰金、降格、懲戒免職及び強制異動を利用して、労働組合活動家を処罰し、組合活動を阻止した。複数の組合の報告によれば、当局は労働組合幹部及び活動家をその活動を理由に逮捕した。例えば、業界の報告によれば、労働組合活動への参加及び抗議運動の主催を理由に、石油労働組合員少なくとも 16 人が合計 6 億 9660 万ディナール (\$595,000) の罰金を科された。組合幹部によれば、政府内の腐敗は依然として問題であり、政府関係者は、事前の承認を受けない抗議デモの招集及び組合業務での海外渡航等の活動を理由に、労働者に恣意的な罰金を科しているということである。

公共部門における団体交渉は禁止されており、政府当局は民間部門の被雇用者の団体交渉権を侵害することもあった。組合は雇用主と交渉する法的権利がないため、団体交渉を通じて労働者の権利を保護することができなかった。団体交渉及び、国及び地方自治体レベルの団体協約がないことにより、

労働者の権利及び労働者が社会的保護を受ける機会を防護する組合の能力は著しく損なわれた。一部の組合は、労使紛争において支援的役割を果たすことに成功し、政府の仲裁を要求する権利を与えられた。

民間部門では反組合的差別が発生した。雇用主は組合の職務に干渉し、組合活動を理由に労働者を処罰した。

複数の報告によれば、IKR の組合員は、クルディスタン地域政府の干渉を受けずにストライキを行った。例えば、報道によれば、給与の滞納を受けて、2014 年 2 月 3 日に教職員がストライキを決行した。

b. 強制労働の禁止

あらゆる形態の強制労働は法律で禁じられているが、政府はこの法律を事実上監視又は施行しなかった。

外国人出稼ぎ労働者、特に建設労働者、警備員、清掃員、雑役作業者及び家事労働者は特に、強制労働、渡航書類及び身分証明書の没収、移動と通信の制限、身体的虐待、セクシャルハラスメント及び強姦、賃金未払い及び強制時間外労働の対象になりやすかった。雇用主による渡航書類の差押え、契約給与の未払い及び外国人従業員の退職拒否が複数報告された。

女性は強制婚及び離婚の脅しにより、非自発的な強制家事労働を課せられ、かかる結婚から逃れた女性又は夫から離縁された女性は、さらなる強制労働の対象になりやすかった。治安状況の悪化により、IDP の女性は益々、経済的搾取及び差別的労働条件を受けるようになっている。現地筋によれば、数千人ものヤジーディー教徒及び他の少数派の女性及び女兒が ISIL によって性的搾取及び経済的搾取を受けた(第 1 節 g 及び第 6 節も参照)。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/にて国務省の人身売買に関する報告書を参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

児童労働は憲法及び法律で禁じられている。最低雇用年齢は 15 歳である。法律は、18 歳未満の個人の労働時間を一日 7 時間に制限しており、16 歳未満の個人を、健康、安全又は道徳上有害な職務に雇

用することを禁じている。12 歳から 14 歳の子どもには就学義務はないが、労働は禁じられているため、最悪の形態の児童労働の対象になることが多かった(第 6 節、子どもを参照)。家内企業で働く子どもは雇用条件に関する保護を受けられなかった。例えば、複数の事例報告によれば、煉瓦製造及び自動車修理店等の家内企業で子供が危険な労働を行っていた。

最悪の形態の労働を含め、児童労働は国内全域で見られ、武装集団に徴用される子どももいた。

UNICEF と政府による 2012 年の合同調査の結果によれば、5 歳から 14 歳の児童就労者は、500,000 人にも上り、大半は農村地域で働いていた。世界銀行の直近の統計データによれば、2011 年時点で、14 歳未満の子どもの およそ 13 パーセントが児童労働に従事していた。

労働・社会問題省の検査局は、官民部門での児童労働を禁じる法律の遵守に向けて努力した。データを入手できた直近期間である 2012 年の同省の報告によれば、当局は児童労働違反を理由に国内 88 箇所の企業を閉鎖した。検査は継続的に行われ、検査局は UNICEF と協力して、補足データを収集した。能力的制約及び治安維持とテロリズム撲滅への集中により、児童労働の監視に向けた法執行職員及び労働検査官の努力は効果を発揮せず、違反に対する処罰は抑止機能を果たさなかった。違反者は法により、10 日以上 3 ヶ月以下の禁固刑又は 100 ディナールから 300 ディナール(\$0.09 から\$0.26)の罰金を科せられた。児童労働、特に最悪の形態の児童労働の事例に関する定性的データはほとんどなく、現行の法的保護の有効的な実施をさらに抑制する要因になっている。

IKR では、児童労働の状況に関する実地調査は近年実施されなかったが、現地 NGO の考えによれば、シリア国籍クルド人難民の流入により児童労働は増加している。クルディスタン地域政府の労働・社会問題省は、児童労働を含む労働虐待の通報を 24 時間受け付けるホットラインを運営しており、このホットラインに寄せられる電話は毎月およそ 100 件に上る。

複数の報告によれば、ISIL 及び他の武装集団は、諜報員を集め、検問所に配置し、運び屋の役割を与える意図で子どもを徴用した(第 1 節 g、第 6 節、子ども及び第 7 節 b を参照)。政府が意図的に子どもを軍に徴募した報告はなかった。複数の報告によれば、犯罪集団は子どもに物乞い及び他の形態の強制労働をさせた。子どもは頻繁に、農場で季節農業労働者として又は、物乞いや行商等の街頭商売で違法労働を行った。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/にて、労働省の児童労働の最悪形態に関する研究結果を 参照のこと。

d. 雇用又は職業に関する差別

ジェンダー、人種、民族性、国籍、出自、肌の色、宗教又は経済的或いは社会的地位に基づく差別は憲法で禁じられている。性的指向に基づく差別は憲法上の違反ではない。当局は差別に関する禁止条項を十分に施行しなかった。

女性、外国人労働者及び少数派は、雇用及び職業上の差別を受けた(第 6 節を参照)。例えば、法律は、アラブ人出稼ぎ労働者にイラク人と同じ地位を与えているが、非アラブ人出稼ぎ労働者には同じ権利を定めていないため、これらの人々は、住居及び労働ビザについて、相対的に厳しい要件を与えられた。

e. 受入れ可能な労働条件

労働・社会問題省は 2013 年 7 月に、非熟練労働者の最低賃金を月額 120,000 ディナール(\$103)から月額 250,000 ディナール(\$214)に引き上げた。民間部門の賃金は契約で設定され、公共部門では政府によって設定された。閣僚評議会は、低所得従業員と高所得従業員の格差を軽減するための公共部門の賃金引上げを承認し、これは 2014 年 1 月に発効した。この引上げによって、閣僚間の賃金格差も軽減され、バグダッドのインターナショナル・ゾーンの職員に支給される特別賃金も撤廃された。

中央統計・情報技術局(Central Organization of Statistics and Information Technology)の報告によれば、2009 年--情報が入手可能な直近年--の年間平均給与額はおよそ 240 万ディナール(\$2,050)であった。所得額は、同局が 2009 年の報告の中で年間一人当たり 923,000 ディナール(\$790)と定義付けた貧困層の 2 倍から 3 倍で推移した。

法律は、標準的就労日を 8 時間に制限しており、合計 30 分から 1 時間の休憩時間を 1 回又は複数回に分けて取ることを認めている。法律が認める時間外労働は一日当たり 4 時間までで、時間外労働に対する奨励金を義務付けている。政府は労働衛生及び安全基準を設定している。離職せずに健康及び安全を脅かす状況を回避する労働者の権利は法の定めるところであるが、この権利はイラクの労働力の過半数を占める公務員又は出稼ぎ労働者には適用されない。

労働法、児童就労、賃金、労働衛生及び安全問題及び労使関係の管轄権は、労働・社会問題省の労働

局にある。政府は労働条件に適用される規則を施行しなかった。労働安全・衛生省の職員は、全国各地で活動したが、この検査に適用される法律がないために、遵守及び施行努力ははかどらなかった。政府は2013年12月に、失業者及び障害者が政府の経済支援及び便益を利用できるようにするためのソーシャルセーフティネットプログラムを立ち上げた。このプログラムの開始からこれまでに100万人を超える人々が恩恵を受けた。

法律及び規制の枠組みは、国内で多発する武力抗争及び情勢不安、高い失業率、大規模なインフォーマル部門及び有意義な労働基準の欠如と相俟って、多数の労働者に許容不能な条件を与える結果になった。手作業労働者には特に、労働災害が頻繁に発生した。

雇用契約の監督及び監視が行われないことで、外国人労働者及び出稼ぎ労働者は搾取労働の対象になり、苛酷な扱いを受けた。国内の外国人労働者全体の数に関する情報はほとんど入手できなかったが、一部の監視団の報告によれば、大規模集団の出稼ぎ労働者の多くが国内におり、労働キャンプで違法に暮らしており、標準以下の条件で暮らすこともあった。例えば、UNAMIの報告によれば、南アジア系労働者の多くは、適切な労働許可証及び労働ビザを携行しない状態で労働キャンプに居住しており、違法な居住及び労働を理由にキャンプ外部で逮捕される可能性があるため、移動の自由がなかった。イラク西部及び北部全域における治安の悪化及び紛争の激化により、外国人労働者の多くが自主的に出国するか、所属企業又は自国政府により避難させられた。